

## 令和3年度第4回多良木町議会(9月定例会議)

招 集 年 月 日	令和3年9月7日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和3年9月13日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和3年9月13日		午後3時49分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	5番		村山 昇	10番		宇佐 信行
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 司	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	塚 本 健	生涯学習課	矢 立 健		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住民ほけん課長	岡 本 雅 博		
	会 計 管 理 者	大 石 浩 文	住民ほけん課	和 泉 理 恵		
	総 務 課 長	仲 川 広 人	福祉課長	新 堀 英 治		
	総 務 課	金 子 め ぐ み	福祉課	那 須 研 太 郎		
	企 画 観 光 課 長	林 田 浩 之	建設課長	林 田 裕 一		
	企 画 観 光 課	山 村 忍	建設課			
	危機管理防災課長	椎 葉 純	農林整備課長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課	大 森 博 範	農林整備課	長 田 憲 士		
	税 務 課 長	東 健 一 郎	産業振興課長	小 林 昭 洋		
	農委事務局長	小 田 章 一	産業振興課	魚 住 雅 彦		

## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第13号	多良木町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
議案第14号	令和3年度多良木町一般会計補正予算（第5号）
議案第15号	令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第16号	令和3年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号）
議案第17号	令和3年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第18号	令和3年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第19号	令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第20号	令和2年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第21号	令和2年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第22号	令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第23号	令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第24号	令和2年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第25号	令和2年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第26号	令和2年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第27号	令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	一般質問

## 開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

### 日程第 1 「議案第 13 号」 多良木町過疎地域持続的発展計画を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、議案第 13 号、多良木町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番久保田武治さん。

○9 番(久保田 武治君) えっとですね、この計画について、2 点にわたって伺いたいと思うんですが、まず一つは 14 ページにあります観光業について。それから二つ目が 35 ページにあります集落の整備について。この 2 点で伺いたいと思うんですが。

まず一つ目、観光業についてどのようにお考えなのか。14 ページには観光形態の多様化・個性化に対応できるよう新しい観光体制の再編整の必要性と、自然環境への関心やアウトドア志向に対応した施設整備の必要性について記述をされています。それらについては、今後具体化されると思うんですが、くま川鉄道沿線の整備に関わって、肥薩線の復旧についてはどのように検討されているか。赤字線とは言え、SL で人気のある肥薩線は、人吉球磨の観光にとって重要な役割を果たしております。

くま川鉄道については、一定再建の目処が尽きつつあるようですが、肥薩線については何ら進展をしていないように思いますし、JR もどのように考えてるのかわからないのが伺えませんが、でその肥薩線と連動してくま川鉄道を利用促進による観光振興、これを考える上では、肥薩線がどうしても必要ではないかというふうに思うんですが、その辺の議論はどのようになされたのか。

○議長(高橋裕子さん) 吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) はい、その点についてはですね、皆さんご心配されているところなんですけども、実は私は行ってないんですけど、人吉と球磨村とそれから山江ですかね、それと人吉市の観光協会の方々と JR 九州の方に訪問されています。その時、青柳所長はですね、青柳社長はですね、は、まだ具体的な治水案が定まらないと、なかなか一步を踏み出しにくいということをおっしゃったそうです。

それと、これは正式な場所ではないと思うんですが、やはり JR 九州は株式会社ですので、株主を説得するだけのものがなければ、なかなか難しいと。今、赤字が約 6 億円、毎年出ております。

ただ今議員おっしゃったように、あそこは、やませみ かわせみですかね、それからななつ星も来ましたし、人吉までは SL 人吉号が来ておりますし、いさぶろう・しんぺい号も来ております。ですから JR 九州としては、観光としては非常に注目している部分でありまして、吉松までいろんな汽車が来ておまして、多分、私も青柳社長のお話を聞いたことがあるんですが、その席では非常に高く肥薩線を評価しておられました。観光路線としてですね。

ただ日常の足として利用するという部分になるとですね、先ほど約 6 億円の赤字が出ていくということも含めてですね、なかなか経営的には厳しいという。これは何もですね、肥薩線に限ったことではなくて、久大線にしてもですね、九州から大分まで行くあれもかなりの赤字が出てくるということで、赤字路線が多いということは、もうこれは、もうやむを得ないと思うんですが、しかし、やはり人吉球磨においてはですね、7 月豪雨が来る前、来る前まで

は、非常に自動車での観光客の入り込みが多かったんですね。ということは、人吉市については、肥薩線によるところが、観光は非常に大きかったわけですので、これからも、私たちと一緒に、動員がかかればですね、一緒に青柳社長のところに伺って、肥薩線の回復をお願いをしたいというふうに思っております。

今、議員も多分、球磨村まで行かれたと思うんですが、まだまだ回復が手についたばかりで、本格的な回復とは、復興とまではいってない状態です。私もこの間行ったときに、電柱の1番上にもう、私もこう指差されたもんですから上見ましたら、はるか上に川の流れて、草木が引っかかっている場所がありまして、ここまで来たのかっていう気持ちで、非常に暗たんたる気持ちにその時なつたんですけども、やはり JR 九州がこれで大丈夫というふうに思う、そこがどの辺の位置なのかまだよくわかりませんので、そこらあたりは、これから何回か JR 九州の方にお伺いしてですね、要望活動を行っていかなければならないかなというふうに思っております。

一方ではですね、観光の部分で言えば、高速道路の方を使っていただいて、多良木の方に入り込んでいただくという方法もあるかと思いますが、しかし、観光となるとやはりですね、列車での観光というのが1番メインになるかなというふうに、これまでもそうでしたので、これからはっきり、9 町村、そして一つの市ですね、10 市町村で肥薩線の復旧を、努力をしていきたいというふうに思っております。

**○議長（高橋裕子さん）** ほかに質疑はありませんか。もう1点。

**○9番（久保田 武治君）** ぜひですね、町長には復旧への要望をですね、市町村会をあげて、働きかけていただきたいと。

二つ目の集落の整備についてなんですが、辺地度の高い集落の再編成に触れられております。いわゆる限界集落に近い集落への買い物や交通弱者のですね、対策、要するに再編すると言っても、すぐに再編ができるわけではありませんので、その間どんどんどん限界集落に近い、あるいは限界集落になってしまうという場合もあるわけですので、その際の、いわゆる買い物弱者、交通弱者、そういったことに対する配慮、そういったものが必要ではないかというふうに思うんですが。

あるいは場合によっては支援員を配置するとか、そんなことも当然考えるべきだと思うんですが、その辺についての、この計画の中での検討、そういったものをなされてあるのかどうなのか。あるいは、その方向性について、どんなふうにお考えなのか、その点について伺いたいと思います。

**○議長（高橋裕子さん）** 吉瀬町長。

**○町長（吉瀬 浩一郎君）** はい、多良木町も42%ですかね、高齢化率が。大変、高齢化率が上がってきております。ということは、やはり私たちが団塊の世代というふうに言われてるんですけど、私たちが75歳、もうすぐなんですけども、になる時代にはまた、ますます高齢化率が上がって行って、そして65歳以上の方々が増えていくということになるかと思えます。

これは予算面にも表れておりましたですね、国民健康保険、それから後期高齢者、そして介護保険、そういったものが、の方にも年率にあらわれているということだと思います。

限界集落というふうにおっしゃいましたが、今、JAの方でですね、巡回して回るというふうな提案もされておりましたが、多良木町の場合は、槻木地区がですね、なかなか厳しいところにあるということですので、あそこには大体行けば、ひと通り生活必需品が揃うお店を構えていらっしゃる場所がありますので、そこは何とかそこのお店に頼りながらですね、生活はできるかなということで、槻木の方は特に考えていないというふうなお話でした。

こちらから言えば黒肥地の谷々の方の奥の方にあります、非常に奥、そして柳野、それから松ヶ野、それから宮ヶ野あたりがですね、交通的にも非常に不便ですし、このあたりの方々が、運転免許証を持っておられて、今、多良木町の町中の方に通って日用品を買いにき

ておられますけれども、このあたりが、それができなくなってきた時ですよ。

これは、やはり先ほど議員言われましたように、槻木の方に今非常にいい支援員の方がいていただいでですね、地域の住民の方々のお世話をさせていただいておりますけれども、そういう形も考えなくちゃいけないかなというふうに思っています。

町中でさえですね、町中での買い物難民というようなことも言われているところですので、やはり動けなくなる、これは年をとってくれば必ず筋肉は毎年 10%ずつ落ちていくということですので、ここらあたりも考慮に入れて、将来的には JA さんあたりとですね、話をしなければならぬ、そういう場面が来るのかなというふうにも思っておりますが、今のところ、皆さんからそういう声は来ておりませんが、将来的に議員がおっしゃったように、買い物難民、そして非常に不便を感じておられる方々に対する措置ですね、そういうことを、これから考えていかなければならないというのは、そういうのは十分頭に入っているつもりです。

担当課の方でもですね、考えていただいております、なるべく体力を落とさないようにということで、いろんなそういう筋力アップ教室等もやっていただいておりますので、なるべく自活できるような形で、そしてそれがどうしてもできなければ、やはりそこは行政の方から何らかの手だてをしなければならぬということは考えております。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 集落の実態に応じたきめ細かなですね、その辺の計画といたしますか、そういったものをぜひ対策を講じていただきたいということで、そういうことを申し上げて私の質疑を終わります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、多良木町過疎地域持続的発展計画を定めることについては、原案のとおり可決されました。

## 日程第 2 「議案第 14 号」 令和 3 年度多良木町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 2、議案第 14 号、令和 3 年度多良木町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10 番宇佐信行さん。

○10 番（宇佐信行君） えーとですね、16 ページ、16 ページの中にですね、款の衛生費、目の 1、上水道施設費、説の負担金補助及び交付金の中にですね、用地取得費 167 万円が計上されているわけですが、ここは今現在、国有地だったんですかね、そこを町が取得するということでございますので、まず第 1 にですね、登記簿の地目はなんだったのか。

それから面積、登記簿の地目、それから面積ですね、取得する面積。

3 番目に施設保全用地となっておりますが、取得の目的と、今後の計画。ここにどうい

とをするんだとゆうなですね、これをお聞きしたいと思いますが。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前 10 時 14 分休憩）

（午前 10 時 15 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） それでは質問事項についてお答えいたします。

地目については原野と山林。ちょっと筆数は確か 7 筆だったと思います。面積については 4,150 平米であったと記憶しております。

今後の計画につきましては、上水道施設、栖山の上水道施設におきまして、毎月、ろ過池の砂のすき取りを行っておりますが、その砂のすき取りの処分をする際に仮置きを一時いたします。今の浄水場施設の敷地内に仮置きをする場が今現在もう既になくなっておりまして、その砂の一応仮置きをして、仮置き後、今度は業者等に引き取っていただくというようなことを今考えております。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10 番（宇佐 信行君） そういうなことで、いわゆる砂置き場ですね、砂洗いをした後の、砂の仮置き場ということで説明を受けましたが、そのときに砂のですね、かなりきめ細かな砂で、そこに仮置きしてた場合にですね、いわゆる大雨とか、いろんな災害がきたときにですね、その対処といいますか、横に枠をしてですね、砂が他の山林とか農地に流入しないようなですね、そういう方策は考えておられますか。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田 裕一君） お答えいたします。

砂をすき取り後の処分といいますか仮置きにつきましては、今現在考えているのがフレコンバック、いわゆる俗にいう 1 トン土のうというものに一応入れて、それをそのまま保管したいと。それに入れておくことによって、流出を防ぐというようなことを考えております。

○議長（高橋裕子さん） 10 番。

○10 番（宇佐 信行君） 今、考えがですね、あるわけですね。そういうなことで、私もいわゆる多良木町の配水地、宮ヶ野からきた配水地でございますので、有事の際とか、いろんなこの飲料水の源でございますので、これは取得されたことについては、私も非常にありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

9 番久保田さん。

○9 番（久保田 武治君） 1 点だけ伺います。

同じく 16 ページの目の農業振興費、節 18 の中の負担金補助及び交付金っていうので、がまだす里モン支援事業補助の 50 万円計上されているわけですが、この事業の対象者、それからこの事業の内容、そしてその効果、どういうふうに見込まれているのか。その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林 昭洋君） お答えいたします。

がまだす里モン事業につきましては、県が里モンプロジェクトで行ってきた事業をですね、県民の要望によりまして、がまだす里モン事業ということで現在、制度が設計されております。

本町の 2 分の 1 の負担も伴いますが、事業主体につきましては、槻木三極の組合でございます。こちらに事業内容としましては、三極あたりをいたしました個展、書道家への出展とか、学生との交流活動、SNS での PR 活動、企業への視察、販売活動あたりを計画されておら

れます。

こちらにつきまして効果は、がまだす里モンの事業の目標につきましては、各集落内、特に中山間地域あたりにおきます集落内の個別の活動や団体の活動あたりを補てんするものでございます。終わります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、令和 3 年度多良木町一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

### 日程第 3 「議案第 15 号」 令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 3、議案第 15 号、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、令和 3 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

### 日程第 4 「議案第 16 号」 令和 3 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 4、議案第 16 号、令和 3 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋裕子さん)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、令和3年度多良木町上水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 「議案第17号」 令和3年度多良木町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

**○議長(高橋裕子さん)** 次に、日程第5、議案第17号、令和3年度多良木町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋裕子さん)** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋裕子さん)** 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋裕子さん)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、令和3年度多良木町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 「議案第18号」 令和3年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第2号)

**○議長(高橋裕子さん)** 次に、日程第6、議案第18号、令和3年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋裕子さん)** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋裕子さん)** 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋裕子さん)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、令和3年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 「議案第19号」 令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

**○議長(高橋裕子さん)** 次に、日程第7、議案第19号、令和3年度多良木町後期高齢者医療特



別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

### 日程第8 「議案第20号」 令和2年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第8、議案第20号、令和2年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

すでに説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、令和2年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、認定することに決定いたしました。

### 日程第9 「議案第21号」 令和2年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第9、議案第21号、令和2年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番久保田さん。

○9番（久保田 武治君） 3点質疑をいたしますが、一つずつよろしいですかね。

まずですね、決算書の80ページ、総務費の目、一般管理費、節の旅費、その中で普通旅費として115万7,450円が支出されております。

私が伺いたいのは、昨年7月の豪雨災害以降、町長がですね、川辺川ダム建設促進協議会の一員として、熊本県や九州地方整備局などに出張されたと思うんですが、私自身はダム促進協議会の住民の声に耳を傾けない、そういったダムありきの前のめりについては問題だというふうに思っているところですけども、それで令和2年度中に出張していくら支出された

のか。その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川 広人君） お答えいたします。

川辺川ダム建設促進協議会関係の出張といたしましては 4 回出張があつておりました、その中では上京での要望もあつております。旅費の金額の合計といたしましては 4 万 7,483 円でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） すいませんちょっと聞き取れない部分がありました。4 万 7,423 円ですよろしいんですかね。

○総務課長（仲川 広人君） 4 万 7,483 円です。

○9 番（久保田 武治君） 二つ目にいきます。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 98 ページの目 9 の企画費、節 18 の負担金補助及び交付金、この中に地域おこし企業人交流プログラム 420 万つていうのが上がってるんですが、この支出の目的と活用はいったいどのようになされたのか、まずそのことについて伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前 10 時 30 分休憩）

（午前 10 時 30 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田 浩之君） お答えいたします。

地域おこし企業人交流プログラムにつきましては、株式会社コアズというところにお金の方を負担金として交付しております。

内容につきましては、たらぎ財団、こちらの方の立ち上げのサポート、またその財団にかかわる通販サイト、これは E B E S S A N ですけれども、こちらのサイト体制から運営にあたるまでのサポート、また財団のイベントの企画提案などを行っていただいております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） もう一つはですね、これは継続して支出を伴う事業になっているのかどうなのか。その点いかがでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田 浩之君） お答えいたします。

7 月から 3 月まで行った単年度事業でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 三つ目にいきます。

178 ページ、目 7 の畜産業費、節 18 の負担金補助及び交付金、このことについてちょっと伺います。

予算額 572 万 9,000 円に対して、支出済額が 369 万 6,850 円、不用額が予算の 35% になっています。酪農ヘルパー補助や優良牛や和牛の補助利用が大幅に減少しているようですが、これはコロナによる影響によるものなのか、あるいはほかに理由があるのか。

また今年度の申請利用状況については、どんなふうになっているのか、あわせて伺います。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林 昭洋君） お答えいたします。

まず議員ご指摘の優良繁殖雌素牛導入事業及び優良繁殖雌素牛確保促進事業、それから酪農ヘルパー、それから優良和牛導入促進事業、これらが大きなこの執行残の不用額の原因になっております。基本、優良雌素牛導入事業につきましては、3 月のセリ市まで見込みが立て

れない状況でございまして、この決算につきまして、従来であるならば決算見込みを立てて、3月補正あたりで減額対応すべきものでございますが、執行残がこのような形で残っております。また優良和牛導入につきましては2件対象農家が畜産農家がございまして、1件つきまして、高齢のために規模縮小の傾向で執行残がこのような結果になっております。

新年度に、またもう1点のご指摘のご質問のところでございますが、新年度につきましては現在、この確保事業、それから導入事業につきましては、新たな事業として推奨牛導入事業でしたか、それでやっておりますが、現在のところ多分私が記憶するには、見込みとしましては、予算に近いところで要望が出ていたと、現在のところそのように把握しております。終わります。

○9番（久保田 武治君） 終わります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

11番猪原清さん。

○11番（猪原清君） まず歳入の方の28ページ、ふれあい交流センター使用料が令和2年度は1,508万4,430円ということで、それに対する支出ですね、歳出が、また140ページ等に出てますけど、令和2年度の、これを見たときに差引額4,415万4,203円の赤字。去年の決算書見ても同じく差引額が3,878万1,000円、その前の平成30年度が5,811万8,317円と、毎年、毎年、3,000万、4,000万、5,000万とか、平成30年度は修理料が高かったにしても、今年度の予測からいくと新型コロナとか、先日のレジオネラ菌でまた収入が減り、歳出が同じぐらいになるということは、また同程度のこれは赤字になるっていう予想がたつんですけど、毎年、年々とこう繰り返されてる赤字の改善策をどのように考えておられるか、まずそこからお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本 雅博君） お答えさせていただきたいと思います。

令和2年度のえびすの湯の収支状況につきましては、議員申されたとおりの4,000万強の赤字となってきております。令和元年度と比較いたしまして、やはりあのコロナによる影響というのが非常に大きいというところと、修繕あたりも段々こう増えてたりしてきているというところがございます。

今年度におきましてもコロナの影響もありまして、段々って言いますか、利用客が減少してきているような状況でございますが、まして年数も経ってきておりますので、これから機械等の修繕等も大きくなってくだろうというふうに予測をしているところでございます。

現段階におきましてですが、当然、廃館するかどうかというところも含めて検討すべきだろうというふうに思っておりますけども、もし継続するようであれば、いずれは大規模改修あたりも考えなくてはならないという時期に来ているかと思っております。

今までのとおりの経営でありますと、ずっと赤字を抱え込むということになりますので、やはり複合的な施設として考えるべきだろうというふうに思っております。

現段階では、まだその程度の協議になっておりますけども、コロナワクチン接種が終わってから、そこはもっとしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） えびすの湯のお話ですけども、これは議員の方々も、これまで何度か質問がありました。毎年3,000万以上の赤字が出ている。そして修理が入った時にはですね、これはまた3,000万はるかに超えた金額が不採算部門として非常に大きな、多良木町でも考えていかななくてはならない問題になってきていると思います。

先日、監査の講評がありました。監査の講評の折も、やはりあの今度監査役代わられた新しい監査役、代表監査だったんですけど、この代表監査もですね、もうそろそろえびすの湯については考えるべきではないかなというふうなご意見でした。

これまでの代表監査もずっとこうそれは私たちに対して言っておられたんですけども、実は、これに対してアンケートをとってます、住民の方々ですね。これからのえびすの湯の方向はどういうふうにしていったらいいと思いますかっていうアンケートをとったんですが、あまりですね、その内容を見る限り、住民の方々が関心を持っておられないんですね、あまり。私たちは、もうちょっと厳しい質問、質問等々がこっちに返ってくるのかなというふうに思っておりましたら、入らない方は全く利用されない。やっぱり利用される方の関心にはなってると思うんですが、住民の方々もそんなに大きな関心を持っておられないというのは、そのアンケートでわかりました。

あそこは最初は前もお話したと思いますけれども、久米の老人福祉センターが元々、老人憩の家であったという。平成 12 年ですかね、介護保険が始まって、あそこは社会福祉協議会の方が事業者として介護保険のデイサービスとかですね、そういう場所に使わなくてはいけなくなったもんですから、それを、じゃあお年寄りが集まる場所はということでこちらに福祉目的というのも一つはありました。ですからそんなに赤字が出なければ、まあ福祉目的ということもあるので、いいんではないかなというのが当初の、私から 2 代目ぐらい前の町長の考え方で、それはそれで非常によかったのかなと思うんですが、しかしやはり、こうずっと赤字が続いていきますとですね、何か考えなくてはいけないというふうに思います。

先日、課長会がありまして、その中で中学校含めた駅周辺ですね、全体をどうしていくのかっていうことに関して皆さんの意見を募ったんですけども、いろんな話が出てきた中で、幾つか、えびすの湯はこれからこういうふうにしていたらっていうふうな、これは職員だけの話なんですけどですね、話がありました。やはりここについては、このまま赤字を毎年 3,000 万、4,000 万と出していくわけにはいきませんので、3,000 万も 10 年だったら 3 億円になります。これだけのお金があれば、いろんな事業が他にもできますので、やはり、ここは真剣にこれからは考えていかななくてはいけないかなというふうに思っております。まだその、きざしにかかったところということにご理解いただければというふうに思っております。まずは庁舎内で話し合いをして、そして、これからどうするのかについて、住民の方も見えたところでの会議が持っていければなというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） えびすの湯が毎年、町長が言われたとおり 3,000 万から 5,000 万の赤字、それに伴いまして畜産センターですね、176 ページの方も計算で赤字が 1,482 万 5,483 円、この二つの施設でですね、町が持つてる施設でトータルするともう 7,000 万近く赤字になると。これ民間からの感覚で言えばもう到底、不採算部門、維持できないということですよ。

町長、先ほど言われましたけど、住民の関心が少ない。やはりこういう負の部分についても町民に関心を喚起する必要、方策、もうあからさまに町民に対して、これだけの赤字続いていると。不採算部門がありますと。そういう事をアナウンスしていかない限りは、町民から前向きな話は出てこないと思います。

ということで今後の対策として、やはり、町長の考えをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今、堆肥センターのお話が出ました。堆肥センターもおっしゃるとおりの赤字が出ております。ここはですね、多良木の住民の方 3 名、一応雇用ができていますので、その 3 名の雇用で大体、赤字の幅が埋められるっていうことなんですけど、しかしそれは、そういうレトリックはあまり通用しないと思いますんで。

ただですね、あそこの堆肥センターに関しましては、畜産農家が利用しておられるんですね。ですから畜産農家の排せつ物をあそこに持ってきて、それを他のものと混ぜて、水分調整をして堆肥にしてそれを売るということが、これは 2 代前の町長の時からずっとそういうふうにしてやって、まあまあうまくいった時と、余りうまくいかないときあったんですけど

ども、施設自体が古くなってきておりますのでですね、いろんなところが錆がきたり部品を交換しなくてはいけなかったり、大がかりな修理をやったりということで、やはりお金がかかる。新しいうちはいいんですけども、今ちょうどそういう時期にかかってくるということですので。

ただあそこは、非常に畜産農家の方からはですね、堆肥、堆肥じゃないですけども、廃棄物を、あそこに持ってくるということで、畜産農家は助かっていると。もともとそういう意味もあったんですね。

仮にあそこがなくなるということになると、途端に畜産農家の方は産業廃棄物として出さなければならなくなりますので、畜産の奨励という面からいけば非常にいい施設であるというふうには思っております。

そこらあたり、ちょっと、えびすの湯とは考え方がちょっと違うんですけど、そこも含めてですね、これから真剣に俎上に載せていかなければならないかなというふうには思っております。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原 清君） はい最後に、堆肥センターですね、町長言われたとおり畜産農家の廃棄、残ばい受け入れということなんですけど、町での運営が難しいとなれば、畜産農家で共同でどうにかやってくれないかとか、民間で受け入れてもいいというのがあればですね、そっちの方の検討も今後は選択肢の一つではないでしょうか。はい、終わります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

8番豊永好人君。

○8番（豊永 好人君） 3点ほどお聞きします。

まずはですね、ページがですね、96ですね。その中にですね、区分、報償費と。すいません。旅費ですね、旅費。

その中に、地域おこし協力隊と、旅費ということで117万6,022円とでてますけども、昨年、どういうふうな出張をされたのか、内容、それとまた件数、何ヶ市町村なのか、詳細な説明をお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前10時48分休憩）

（午前10時48分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田 浩之君） お答えいたします。

こちらは、地域おこし協力隊、鈴木氏、もう1人、佐藤氏、お2人の旅費でございます。一般財団法人たらぎまちづくり推進機構の人材育成事業、プロジェクトラボという事業がありますけれども、こちらの方で、こちらの多良木の方から関東圏内の方に出張しておる旅費でございます。

月に1、2回程度なんですけれども、回数につきましては、ちょっと集計しておりませんので、ちょっとお答えすることができません。

説明以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 8番。

○8番（豊永好人君） 回数がわからないということであれば、あとからでもいいですから詳細な説明を回数と、を報告してください。はい。

それとですね172ページ、負担金補助及び交付金の中で、下段の方になりますけども、振興作物農業機械等導入支援事業補助ということで500万支出されてますけども、その内容を件数と、詳細の説明をよろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林 昭洋君） お答えいたします。

この500万の明細につきましては、認定農業者18経営体の農業機械等の導入でございます。  
農業機械の種別につきましては、現在手持ちに資料がありませんが、18経営体の農業機械導入ということでございます。終わります。

○議長（高橋裕子さん） 8番。

○8番（豊永 好人君） 3点目になりますけども、ページがですね、176ページ。その中で、節ですね、使用料及び賃借料ということで、これ堆肥センターの分ですけども、ホイルローダリース料ということで178万3,650円ということで出されてますけども、これはまず何年のリースなのか説明をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林 昭洋君） お答えいたします。

ホイルローダのリース料ということで、契約につきましては5年リースということで、6月を始期といたしまして契約をしております。5年リースでございます。終わります。

○議長（高橋裕子さん） 8番。

○8番（豊永 好人君） なぜそれを言いたいかと言いますと、その下段の中にですね、備品購入費ということで、ローダを628万1,000円と買ってあります。これを5年間のリースと比べたら、プラスのですね263万4,000円多く負担せにやいかんということで、実際、民間であれば、同時に買い換えると。その時の背景を分かれば詳しく説明をお願いします。購入した背景。補助金がなかったのか。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林 昭洋君） お答えいたします。

まずご指摘の備品購入の方ですが、こちらは県の補助事業を受けまして、補助金が286万6,000円、一般財源が341万5,000円ということで、合計の628万1,000円を支払っております。

この単県補助につきましては枠がございまして、ちょうどこのローダにつきましては、当初導入したときに同時期でございますので、耐用度それから消耗度が2台同時に償却してしまったと、最終的には重複ということでございますが、1台しか補助対象にならなかったということでございますので、1台を費用の低減化するためにリースで、年度のですね、費用負担を均等、均等といいますか、低減化したということでございます。終わります。

○議長（高橋裕子さん） 8番。

○8番（豊永 好人君） 私が言いたいのはですね、263万4,000円ぐらいの負担をせないかんと。金額が大きいと。今後、こういうふうな買い方については、やはり検討した方がいいんじゃないかと思っておりますけども、もし町長のコメントあれば、よろしくをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今課長が申しましたようにですね、今回、補助金が1個しかつかなかったということもありますので、これが複数ついていればですね、こういうことなかったと思うんですが、今後は、補助金あたりのどのくらいいただけるのか、そこらあたりはしっかり算定をして、その上で買っていくということにしたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

7番源嶋たまみさん。

○7番（源嶋たまみさん） 細かいことかもしれませんが、この決算書の中に5カ所ですね、AEDを買われてるんですよ。

○議長（高橋裕子さん） ページは何ページになりますか。

○7番（源嶋たまみさん） すいません、全体に入っているのです。

とりあえず5カ所AED、自動体外式除細動器ですね、買われてるんですけども、これが1台

16万5,000円なんですけど、保健センターで買われた分だけが22万と書かれてるんですけども、その理由をお尋ねします。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前10時56分休憩）

（午前10時57分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本 雅博君） はい、ご質問ありがとうございます。お答えさせていただきますが、AEDを多数、購入させていただいておりますが、保健センターの購入以外の分については、コロナの補助金関係で購入をさせていただいております。

一度に複数台導入しておりますので、その分安くなったということですが、保健センターの分に関しましては、使用の期限が早く切れたということで、もう先に購入をしてしまったということだったのでございましたので、その分単価が高くなっているということがございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

2番中村正徳さん。

○2番（中村 正徳君） 1点だけ、確認も含めてお伺いをしたいと思います。

145、146ページの目の学園費でございますけども、こちらの方が私たちも認めた金額でございますけども、委託料として1,388万円を今回、支出されておりますけども、これの収支はどうなったのかお伺いをしたいと思います。学園の収支でございます。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） それではお答えいたします。

令和2年度の多良木学園の収支につきましてご説明させていただきます。

まず、多良木学園の収入の部ということで、こちらは児童の措置費、契約児の給付費あと町からの指定管理委託料とあと地方創生臨時交付金に対します休校期間中の補助金等の収入につきまして説明いたします。収入合計が1億149万5,710円です。

続きまして支出の部ですが、こちらは人件費、事務費、事業費等の支出になりますが、その総支出が7,792万1,753円となっております。

歳入歳出差し引きますと2,357万3,957円が残っております。

ただし、あの収入の部につきましては、つつじヶ丘学園から550万円の繰り入れを行われております。それを差し引きますと1,807万3,957円となります。

仮に、町からの指定管理委託料とコロナ対策の地方創生臨時交付金分を除いた場合に118万441円の残となっております。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村 正徳君） はい、ただいま収支についてご説明をいただきました。この委託先のつつじヶ丘学園さんの方ですね、企業努力されたんだろうと思います。

2,357万3,957円の利益を出されたということで、大変よかったなというふうに思いますけども、その中で、つつじヶ丘学園さんがですね、550万出されておられたということで、指定管理者の方がですね、自己資金を出してこの収支を出されておられるということはいかなるもんかなと私は思うわけですけども出されたということですね。

本来でしたら、町が事業主体ですんで、町の方がちゃんとですね、そのところは例月とか、打ち合わせをやっておられるんでしょから、不足分が出るようであれば、その時点でですね、前回は888万円の追加を、500万円が当初でしたんで、そのあとに888万の追加補正を組んでるわけですんで、その当初でいるんであればですね、500万にまた別仕立てで不足分が生じないようにですね、本来でしたら予算措置をしてやるのが本来のやり方じゃないかなというふうに思います。そのそういう取り扱いをされてるんでしょけども、私はこの取り扱いの方法はちょっと理解ができません。

それで、それを返したときでの決算で1,807万3,957万円の利益が出たというような今の説明でございましたけども、これの協定書の中です、これから確認ですけども協定書の中で余剰金について、繰越金についてはどのような取り扱いをしていくという協定書にあるのか。

それからこの協定期間、協定期間についてはですね、令和3年度、令和4年からということでしたけども、1年間延ばしていきたい。これは県の指導によって延ばさなきゃいけないというようなことで、私たちも全協で説明があってございましたけども、協定書の中です、この余剰金の取り扱いはどうするのか。協定期間はどうかというの、協定期間については明確に管理運営に関する協定を交わされているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） それではお答えいたします。

つつじヶ丘学園との協定内容ですけれども、その中で委託料、第9条第5項に委託料の精算方法について記載されております。第5項、甲は乙から提出された収支報告を精査し対象年度の委託料を甲乙協議の上、翌年度に精算するものとなっております。

こちらに規定がありますとおり、翌年度に精算となりますと、本年度が精算となりますので、現在、その精算方法につきましては、詳しく決定されておりませんでしたので、今、つつじヶ丘学園と協議中であります。

指定管理期間の延長の件につきましては、前回の全員協議会の中で、1年間延長させていただきますということでご説明いたしまして、同意していただいたところなんですけども、ちょっとその1年間延長することについての協定はまだ結んでおりません。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村 正徳君） 今の答弁聞いてみますとですね、あり得ないんですね。まだ協定書期間を結んでいないとかですね、それから甲乙協議して余剰金については、甲乙協議をして、その中で第5項の中で、翌年度に精算する。その精算の内容についてもですね、どのように精算するの、かかっていうことが明確に協定書の中にうたい込んでいないということで、今からするということなんです、これは早急にやっておかないと、どちらもまあ、指定管理を受ける側によっては、とても不利益が生じるわけですよ、早く指定管理期間を終わって、それからお約束では民間委託を、その後民間委託を、譲渡するっていうことをお話になってると思いますんでですね、そちらは早めにしてやっていかなきゃいけないし、それから先ほど言いましたように550万の自己資金を出して運営しなきゃいけない。こういうこともやってはならないことだろうと思いますんで。

それから精算金の今から協議して精算方法は決めるということですけども、令和3年度、今年ですね、当初に500万もうすでに、これ予算化して指定管理側の方に認定されてると思うんですよ、この500万入るとと思います。予算、議会通ってますからですね、すぐ入ってると思いますけども。

それと、つつじヶ丘さんからの他金は返されたとしても、今現在1,800万、それを除いた分の1,800万の繰越金があるわけなんです、2,357万3,957円の繰越金を持って運転されてるわけですけども、この繰越金については、運用と言いますかね、流用ができるかどうかですね、その金も使っていいのか。今、500万はもうすでにですね、これに使ってもらうための準備金なんです、運営金として前渡金といいますか、渡しているわけなんです、こちらはもう当然使われますけども、今度は、その運用資金の方法、運用方法、繰越金の運用方法は、まだ協議がなされてない中でのことだろうと思いますんで。

町長はですね、このことに関して、つつじヶ丘さんからの自己資金を出してもらうのが妥当かどうか。それと、また不足が出たときには議会、この協定書の前の協定書の中には、不足が生じた場合には、不足分については、協議して支払いますちゅうことをうたってあるわ



けですからですね、それはもう別枠にうたってあると思いますんで、それにしたがって888万の補正を組んだわけですからですね。

この繰越金の取り扱いについての町長の考えはどのような考えを持っておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） その資料、私もいただいてましてですね、結局、最初1,388万円、これはやはり500万では足りないだろうということで888万円プラスをして、これは臨時交付金の部分がですね、300万ほど入ってるんですが、また別にあるんですけど、それも含めて先ほど議員おっしゃったような形の最終的に1,807万3,957円ですかね、になっております。

最終的には、これからまた差し引きが出てきますので、指定管理委託料及び長期借入金を除く収支ということで118万441円ということになるんですが、ちょっと今助け舟を出していただいたような感じなんですけど、確かに、事業者の方、つつじヶ丘学園の方としては、借り入れはできれば避けたいというふうに思っておられたと思います。550万についてですね。

ですから当初、入所する子どもたちの数の関係で500万では足りないだろうということで1,388万円を指定管理委託料として出しておりましたが、つつじヶ丘学園の方では当初はそれでは足りないということで550万円を自ら銀行から多分これ借り入れをされたと思うんですね。

本当はそこまで、あの施設自体は多良木の、多良木町の施設ですので、それを指定管理にお願いしてるわけですので、このお金も当座は出しておかなければならないのかなというふうに思います。これは今後の課題としたいと思うんですが、つつじヶ丘さんとしてはですね、できればこの550万に対しては2カ月後に、国の方から交付金入ってきますので、精算をすれば要らない、それは要らなかったのかもしれませんが、しかし当座はやはり運営上のお金が必要であったと、お金が国から来るまでは必要であったということですので、町としては最終的に3年間指定管理をした上で、毎年3,000万ほど赤字が出ておりましたので、この施設をつつじヶ丘さんにですね、移管をしたいというふうに思っておりますので、これは最終的な目的ですので、相手方とよく話し合いをした上で、お互いが納得のいく手法をとらなければならないというふうに思っております。

年度ごとに精算するところらに書いておりますので、年度ごとの精算ということで、これから議会の方にもご相談しながらですね、全員協議会等でご相談しながら、どういう形で精算をするのかということも、はっきりこれはうたい込んでいかなければならないかなというふうに思っておりますので、そこあたり、少し時間をいただければというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村 正徳君） 3回目ですんで質問ではありませんけども、つつじヶ丘さんが年度の当初の方ですね、運営費が足らなくなるから550万円出されたんだらうというふうな、出されたっていう話でございましたけども、それは甲乙協議してですね、町の方と指定管理者の方で協議して、そこんところは、不足する分については町がですね、ちゃんと予算措置をしてやる、補正予算でも組んでですね、当初から500万じゃなくて、もう1,000万とかっていう話をしとかないとですね、そういうことが出てきますし、それから118万円の余剰金が実質出てきたんだってというような話ですけども、これはもう全部精算した残りの話を今されたわけですからですね、その委託料の話は今からされるわけでしょうから、その余剰金の話はですね。ですから、そこまでの計算はしなくてもいいのかなと思いますけども。

それと今まで3,000万の赤字が出てきたというような話でしたけども、これには職員、町の職員がですね、3名行って、その中でやってたわけですから、それが2,200万ぐらいの人件費がかかってたわけですよ、そちらの方はですね。それを、もし人件費の方を考えなければ、

実質的にはとんとん、とんとんといういい方、収支のバランスがとれるような決算状況だったろうと思います。それを 20、30、30 年、31 年という試算表を出されたときに、やっていく中で 500 万ぐらいの今までのあれからすると出るだろうということで、それでは当初に 500 万を出しましょうというのが元の始まりでの 500 万っていう金額が出たわけでございますんで、それでなおかつ不足が出た場合には協議してやるということでしたんですね、そのところちゃんと精査してもらってですね、もしそれでわからないということであれば、当初でもう 1,000 万出すとかですね、そういう決め方をしてもらってやらないと、指定管理者側もとてもこう受けてやっていく中でですね、自分たちで金を都合つけてやらなきゃいけないとかですね、いろんな不都合が出てくると思いますんで、ちゃんとやっぱり指定管理者側のことも考えて、そういうことがないようにですね、やっていって、運用していただかないといけないと思いますんで、こちらの方の内容をよく精査されてですね、結論を出していただければというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

9 番久保田さん。

まず原案に反対者の発言を許可します。

○9 番（久保田 武治君） 私は決算認定に反対する立場で討論いたします。

まず昨年度は、新型コロナの感染拡大に 7 月豪雨と執行部も、職員の皆さんも対応に大変なご苦労、奮闘なされました。このことに、心から敬意を表します。

その中で、政策的にはコロナ対策や子育て支援にも一定の前進が見られました。

しかし、住民の中でも賛否が分かれ、莫大な予算を伴う川辺川ダム建設に対して住民の声を聞かない、説明もしないなど、ダム建設促進協議会及びその一員としての町長の政治的な立場を容認はできません。

決算のダム促進協議会に対する支出 3 万 6,000 円並びに先ほど質疑で伺っております 4 万 7,823 円が支出されています。しかも豪雨災害後も、国交省や九地整、県に促進を求める出張等の支出がなされております。

支出額は多くありませんが、これらの支出は認められないという立場から、あえて決算認定に反対をいたします。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋裕子さん） 起立多数であります。

したがって、議案第 21 号、令和 2 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 11 時 19 分休憩）

（午前 11 時 27 分開議）

日程第 10 「議案第 22 号」 令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）  
歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋 裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 10、議案第 22 号、令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。  
本案について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 11 「議案第 23 号」 令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）  
歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋 裕子さん） 次に、日程第 11、議案第 23 号、令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。  
本案について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 12 「議案第 24 号」 令和 2 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

○議長（高橋 裕子さん） 次に、日程第 12、議案第 24 号、令和 2 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、令和 2 年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

### 日程第 13 「議案第 25 号」 令和 2 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(高橋 裕子さん) 次に、日程第 13、議案第 25 号、令和 2 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、令和 2 年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

### 日程第 14 「議案第 26 号」 令和 2 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(高橋 裕子さん) 次に、日程第 14、議案第 26 号、令和 2 年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番猪原さん。

○11 番(猪原 清君) 決算書の 354 ページ、目が包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の節の 12、委託料と次のページいっぺんにいいですかね、356 ページの同じく委託料、認知症初期集中支援推進事業委託料、あとその下の同じく委託料で地域ケア会議推進事業委託料、これについて質問いたします。

まず 354 ページの上球磨地域包括支援センター運営委託料、基本業務分だと思んですけど、1,064 万 199 円について、上球磨地域包括支援センターの常勤・非常勤含めたところでの職員数をお伺いします。

○議長(高橋 裕子さん) 新堀福祉課長。

○福祉課長(新堀 英治君) お答えいたします。

上球磨包括支援センターの職員数ですけれども、昨年度 7 名から 1 名辞められましたので、

現在6名となっております。

○議長（高橋 裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） わかりました。

では356ページの認知症初期集中支援推進事業委託料ですね。

これがどういう業務を行ったのか、それと認知症に対する初期の方の相談は何件ぐらいあったのか。

もう一つがその下の地域ケア会議推進事業委託料で、地域ケア会議が何回開催されたのか、これに出席職員の報酬も含まれているのか、その辺伺います。

○議長（高橋 裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前11時34分休憩）

（午前11時35分開議）

○議長（高橋 裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） それではお答えいたします。

上球磨地域認知症初期集中支援チーム検討委員会ですけれども、こちらにつきましては、毎月1回定期的に開催しておりまして、対応としましては、新規事例5件、相談・ケース検討2件行っております。

続きまして地域ケア会議推進委託料分につきましては、こちらは会議の方は3回開催しております。主な内容としましては、先進地の取り組みを参考に、地域課題である軽度生活支援の担い手不足について、地域のボランティアの方々や社会福祉協議会等と一緒に地域で支える仕組みづくりに向けて協議をしております。

○議長（高橋 裕子さん） 11番。

○11番（猪原 清君） その中に報酬とか旅費等が含まれているかとも聞きましたけど、後で聞きます。

最後ですから、この今申し上げた3項目と、これに関連して350ページにも介護予防ケアマネジメント委託料、介護予防ケアマネジメント負担金、それに先ほど申した運営委託料、その下の負担金、地域ケア会議推進事業委託料、これ当然、多良木町だけの支出ですよ、上球磨3カ町村ではもっと多くなるということで。

やはりあのこういう委託料、負担金、出すからにはやっぱりその結果、不用額も当然出てきますけど、そういう会議の内容とか結果とか報酬、旅費等含めたところでやはり町の方では精査していただいて、学園の問題と一緒に、そういう不用額とか余剰金とかあるのであれば、当然その辺は執行されないようお願いするというのが町民目線からの視点だと思いますので、その辺、今後ともしっかりチェックの方よろしくお願いします。

終わります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、令和2年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 15 「議案第 27 号」 令和 2 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋 裕子さん） 次に、日程第 15、議案第 27 号、令和 2 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、令和 2 年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 16 一般質問

○議長（高橋 裕子さん） 次に、日程第 16、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

9 番久保田武治さんの一般質問を許可します。

9 番久保田武治さん。

久保田 武治君の一般質問

○9 番（久保田 武治君） それでは通告に従って質問いたします。

まずコロナ対策・対応についてということで、いくつか挙げておりましたが、この間、コロナの爆発的な感染で医療崩壊が起きるという大変な事態になっております。

この間、国の政治で菅首相の政権投げ出しという事態が起きました。こんな政治は我慢ならないという国民の世論と運動に追い詰められた結果だというふうに思います。特にコロナ対応での無為無策は、感染爆発と医療崩壊を招き、感染者が入院できずに、自宅で死亡するという悲惨な事態を起こしています。そんな中、自民党は国会も開かず、国民そっちのけで仁義なき権力闘争に明け暮れております。

さて、県内、人吉球磨管内でも感染者の減少が見られるとは言っても、依然として予断を許さない状況にあり、特にこの間の特徴は、10 才未満と 10 代の園児や児童生徒の感染者が約 3 割を占める状況になっております。

保育園や学童クラブでクラスターが発生し、熊本市の認定こども園城山保育園では職員 14 名と園児 65 名が感染しました。全国でも約 180 の保育園が休園を余儀なくされるという事態があります。

そこでまず一つ、保育園や学童クラブでの感染対策について伺いたいと思うんですが、10 代以下の児童生徒の感染が拡大しておりますが、保育園や学童クラブでの感染対策はどのようになされているのか。

まず一つ目に町内保育園の保育士と園児の総数、学童クラブの指導員と利用者数がどのようになっているのか、まずそのことを伺いたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） これより町長、関係課長の答弁を許可します。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それではお答えいたします。

まずは町内保育園の保育士数につきましては、保育士が 57 名で、その他園長先生、調理員の方を含めると 90 名でございます。

また、園児数につきましては 252 名となっております。

次に学童クラブの指導員数は 17 名で、登録利用児童数につきましては 176 名でございます。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 実は先ほど紹介しました城山保育園、熊本市なんですけど、子どもに顔を見せることが大事だということ、職員のマスク着用が徹底されていなかった。つまり感染対策が十分でなかったということが熊本市の調査で明らかになっているようです。

そこでまず保育園や学童クラブへの感染対策、マニュアルがどのようになっているのか、そのことについて簡潔にちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） お答えいたします。

まず、保育園、学童クラブの感染対策としましては、毎日の検温、定期的な消毒作業、手洗いを徹底するなど対応をされております。

また、令和元年度と令和 2 年度におきましては、国の新型コロナウイルス感染症予防対策に係る交付金事業がございましたので、それを活用しまして、各施設とも消毒液やマスク等の消耗品、空気清浄機等の備品を購入されております。

感染対策に関するマニュアルにつきましては、特に作成はしておりませんが、厚生労働省子ども家庭局保育課から保育所等における新型コロナウイルスへの対応に係る Q&A についての通知や、感染症対策に関する通知が届きますので、逐次、保育園と学童保育には情報提供を行っております。

しかし、本町でも先日、感染者が確認され、また感染力の強いデルタ株の感染も全国的に多く確認されておりますことから、いつ園児や保育士の方が感染されてもおかしくない状況でありますので、先日、町内の保育園長会を開催しまして、園児や保育士の方が感染された場合や、濃厚接触者となられた場合の対応方法について協議いたしまして、その場合の対応マニュアルは作成したところでございます。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） それでですね、厚労省も一週間毎に感染者をまとめているんですが、これまでに保育所数で感染者が発生した所が 5,627 カ所、感染者数が職員 5,550 人、園児 6,751 人、そして休園数が先ほど述べたように 185 カ所まで達しております。

厚労省がですね、コロナ禍でも保育所は原則開所するように要請をしているってことなんで、園内で発生した場合にどうするか、休園にするのかどうかというのは各自治体の判断に委ねられるっていうふうになっているそうですが、そこでですね、保育士や指導員のワクチン接種状況は一体どのようになっていますか。

○議長（高橋 裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） それではお答えいたします。

保育士、学童保育の指導員の方のワクチン接種の状況でありますけど、本日までアレルギー等によりワクチン接種が受けられない方 3 名を除き 1 回目のワクチン接種は全員の方が受けられており、10 月までには 2 回目のワクチン接種も完了される予定でございます。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 次の質問ですが、検査キットの利用など、定期的な検査で、感染防止を努めることが必要ではないかっていうふうに挙げています。

保育園の場合ですね、乳幼児を抱っこしたりおんぶしたり、直接接触する場面があります。分科会の尾身会長もワクチン接種と検査を一体でというふうに警告をしています。園児や児童に接種がありませんから、よりきめ細かな対策として、このような検査が必要ではないかということで申し上げてる訳ですが、その点についてはどのようにお考えになりますか。

○議長（高橋 裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） それではお答えいたします。

定期的に検査をすることで感染者の早期発見に繋がるとは思いますが、こちら各保育園に確認しましたところ、簡易の検査キットでありましても、1個当たり数千円の購入費用がかかり、それを職員全員分そろえて定期的についてということになりますと、かなりの負担になることから、現状厳しいとの回答でございました。

例えば、定期的に検査を行うのではなく、感染者が多く見られる地域に行かれた場合や、大勢の人ごみの中に行かれた場合などに、簡易の検査キットで検査を行うということであれば、対応可能かと思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 町長はいかがお考えですか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 7月末までの感染者が151名でした。今はそれから70名以上の方が9月まで感染されておりますので、今ちょっとしばらく収まっているような状況なんですけど、しかしやはり保育所の保育士さんあたりが感染された場合には、現在、一回その議員おっしゃってようにですね、そこは本当は厚生労働省は開けておいてほしいと。そこに子どもを預けて仕事に行かれる方々の場合が非常に困られるのでという、この色んな事情がありまして開けてるんですが。

しかしあの、そこはやはり町とですね、保育所と協議をしながら、最良の方法をとっていくっていうのが、ちょっとこう逃げの答弁のようになってますけども、なかなかその検査キット、先日も熊本大学の副学長が多良木町に来られましてですね、検査キットがあると。しかしそのそれも完全、完璧ではないというふうなことでしたので、やはりその今PCR検査、かかったかもしれないという人には保健所の方でPCR検査をしておりますけれども、それもかなりの金額になりますので、保育所が負担していくというのは非常に厳しいのかなというふうに思っております。

やはり保育士さんたちが感染した場合にはですね、町とその保育所の方でしっかりと協議をして、どういう対策が良いのかっていうのをその場で話し合うしかないかなというふうに思っている、今のところはですね。そういう経験を重ねていけば1番いい方法が見つかるんじゃないかなというふうに思っております。

ただその事前に感染をしないということが1番大切ですので、感染をしないようにという広報は、今後とも続けていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） それでは、コロナ対策の2つ目になりますが、対面での接触を伴う店舗等へのコロナ感染防止設備導入補助金について伺います。

まず第1次申請分の実績について伺いたいと挙げておりましたが、資料をいただきました。これによりますと、利用件数が87件で、申請金額が1,416万円。とりわけ空気清浄機だとか、消耗品、体温計そういったもので主に利用をされているようです。

私もこの事業については一定の評価をいたしておりますが、例えば申請をして要件に合わないということで、適用されなかった事例はあるんでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林 昭洋君） お答えいたします。



現在のところ申請で適用にならなかった事例はございません。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） というのが非常にやはりその対面での接触ということで、非常に幅広く考えられるっていうことでもありましたので、私的な部分でこれに便乗するっていうことがあったらちょっとやっぱり趣旨と違うのではないかということもちょっと思ってたもんですから。

それで二つ目のですね、事業支援の効果や評価についてはどのようにお考えになってるんでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林 昭洋君） お答えいたします。

効果につきましては感染防止につきましては非常に有効でありまして、今後の対策強化にもつながっていると評価しております。終わります。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 次に現在ですね、第2次申請受付中で、9月30日までになっているようですが、どの程度の申請を見込んでおられるのか。予算も含めて、その点についてお伺いします。

○議長（高橋 裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林 昭洋君） お答えいたします。

予算総額が3,000万でございまして、全見込み事業数が145事業所を見込んでおります。

現在1次申請の実績を控除しました58事業所、予算につきまして1,584万円を今後2次申請で見込んでおります。終わります。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） ちょっとこの次の質問がちょっとまたがりそうなんですけど、どうしましょうか。

○議長（高橋 裕子さん） ここで休憩を入れてよろしいですか。

ここで昼食のため暫時休憩といたします。

午後は1時より開会いたします。

（午前11時55分休憩）

（午後01時00分開議）

○議長（高橋 裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。9番。

○9番（久保田 武治君） それでは先ほどに引き続き質問いたします。

コロナが長期する中で店舗や事業所、農家への今後の支援策についてどのようにお考えかっていることなんですけど、コロナの行き先が見えない中で疲弊している事業所の話もあちこちで聞きます。

店舗や事業所へのさらなる支援策、何かお考えかっていること、先ほど質疑いたしましたように、コロナ感染防止の設備導入補助金が、現在第2次を受け付け中ということなんですけど、それ以外に何か新たな事業、支援事業をですね、お考えかどうかその点についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林 昭洋君） お答えいたします。

現在まん延防止重点措置の延長などによりまして、適用期間に影響を受けた事業所の方がいらっしゃいますが、そちらの事業所の方ですね、支援を行う事業など、そういった形の重点的に取り組む、現在方向で検討しております。以上で終わります。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 農家への支援策ということでお伺いしたいんですけど、農業に関して

は、全国的に昨年来のコロナ禍が原因で米価が暴落して、1俵1万円を下回って、中には前年の半額以下という銘柄も出ているようです。生産費を大きく上回って、米を作って飯食えないと、そういう声も広がっています。

私たちの党は食料の外国頼みをやめて、自給率の早期 50%の回復を目指す。それと国の政策として価格の補償と所得補償を実現して、農業経営が成り立つようにすることを求めています。

現在本町でも落葉果樹の振興だとか振興作物農業機械導入補助、中山間地の交付金、畜産業の促進事業など、様々な支援がなされておりますが、国の支援を待たずに本町独自でとりわけ家族農業で頑張っておられる、そういう農家への支援策が何か検討できないかということなんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林 昭洋君） お答えいたします。

現在のご質問につきまして、コロナに関係する交付金の中では財源等の制限もございまして、現在のところコロナの交付金での考えはございません。

ただ、今おっしゃるとおり、家族あたりに農家経営について、今回のコロナに係る米の出荷等も先ほどおっしゃいましたが、これにつきましては出来秋以降にならないと概算払金とか、そういったものも出てまいりませんので、そういった情報が出次第、また調査検討いたしまして、単独事業あたりでできること、できないこと色々ありますので、財源的な問題もございまして、検討し今後情報が出次第検討していきたいと思っております。終わります。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） どうしてもですね、家族農業の方たちの支援をお願いしたいっていうのは、もうそれぞれ高齢でありながらその家族農業で担って、やっぱ少ない年金の中で、やれ介護保険料、あるいは後期高齢者だ、そういう諸々の負担の中で、益々生活が苦しい、そういう声がたくさん届いておりますので、今そのことを申し上げたわけです。

3番目ですね、町民へのコロナ支援策として何をお考えか。ここに書いてますように、暮らし応援券の配布、高校生の通学代の全額補助、小中学校の児童生徒の給食費の全額補助など挙げました。

これは3月議会でしたか、町長に私この問題で質問いたしましたが、本町でも暮らし応援券がですね、遅まきながら1人当たり1万円交付されて、やれやれ良かったと、助かったっていう考える声もね、私もあちこちから伺っています。

あさぎり町が今議会に10月からの商品券5,000円を交付するっていう予算を出されているようですが、暮らし応援券の配布などを含めて、今後の町民への支援策としてどのような支援をお考えになっているのか、その点ちょっと伺いたいと思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、お隣のあさぎり町とはよく比べられるんですけど、あさぎり町の場合はですね、ちょっと違うんですよ。もう殆ど給付金、殆ど使ってあの住民のために全部使っておられます。

で、多良木町の場合は、特定の方々に偏らないように、色んな形で皆さんに行き渡るよということやってるんですけど、どっちのやり方がっていうことはなかなか判断が難しいということと、もう一つは基金の積み立ててある額ですね、これが多良木町もその財政的に良くないというわけではありません。普通の状態で、基金も積み立てておりますし、財政状況は良いんですが、しかしあと3年間、何ていうんですかね、合併特例債が使えますので、お隣の町はですね。お隣の町と比較されてましたので、ちょっとそこらあたりはなかなか厳しいかなというふうに思っています。

先ほども産業振興課長の話にもありましたが、今度また国の方から財政出動があるだろ

うというふうに言われておりますので、そういうものにばかり頼っていてもというふうに言われるかもしれませんが、去年、一昨年ですかね、一昨年は農業関係はメロンとか、それから花き農家の分、それから肉牛の肉ですね、そういったものを町の方でも買って、少しは応援したと思うんですが、しかしなかなか一般財源を、全部一般財源でそれをやるというのはなかなか厳しくてですね、商品券とか先ほど言われた暮らし応援券とか、国の方からも10万円きましたが、今度数十兆円の予算、財政出動があるというふうに、これはまだ空手形なので何とも言えないんですけども、そういうのが来たらですね、また何らかの支援ができるというふうに思っています。

内容、先ほどあんまり喋るなど言われましたけれども、ちょっとあの支援で何を考えてるのかってことでですね、議員もご承知のとおり整理すれば、まず固定費がかなりかかるだろうということで家賃の補助、これは農業ではありませんが家賃の補助をやっておりまし、国県の助成に該当しなかった法人とか個人の方々に対する町独自の補助は行っております。今回、産業振興課長が言いましたように、感染予防の感染防止の設備導入補助金ですかね、こちら非常に喜ばれておりまして、直接私にメールも来てます。担当の方が非常によくしてくれるので助かったということで、メールも何件かもらってございました。やることは予算の範囲内で大体やってるんですけども、なにぶん一般財源まで踏み込んでばらまきってはいけませんけど、皆さんの税金ですので、そこらあたりはやはりバランスよくやらないといけないかなというふうに思っております。

国からの交付金があればということのをさっき言いましたけれども、そういうものにばかり期待しててもしょうがないのかもしれませんが、しかしやはり町独自の支援というのは、かなり厳しいなというふうに思います。

これは町の方ではないんですけど、社会福祉協議会の方でもですね、セーフティーネットとして、国県の財政出動をいただいてですね、県の社会福祉協議会が実施している事業がありまして、これはあの貸付金なんですけど、事業が厳しいと、なかなかやっていけないという方には新型コロナウイルスに伴う特例貸付金として、最大20万円まで社協の方で無利子の緊急小口貸し付けを行っております。またこれとは別にですね、単身世帯が15万円、それから2人以上の世帯は20万円ということで総合支援資金、こちらも行っております。それから、家賃の方で困っておられるという方に対しては、単身者が約3万円、3万1,000円ちょっとなんですけど、3万円。それから4人以上の世帯が約4万円の住居確保給付金というのを行ってございまして、町の担当部局と社協においてですね、これからは色々な案件に対して、できるだけ十分とはいかないまでもですね、できるだけ支援をしていきたいというふうに思っております。

また今1人10万円という話も、政府の方でも国の方でも出ておりますので、こちらがまた10万円の給付金があるということであれば、早急に事務を、事務取扱を行って皆さんに行き渡るようにということでは考えておりますので、温かい目で見守っていただければというふうに思っています。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 要するに切れ目のないですね、支援をどうやるかっていうことで、もちろん財源の問題が当然ありますから、町長の答弁でですね、その辺の事情が大体わかりましたが、今年の3月議会で私が紹介した、神奈川県唯一の村である清川村でコロナ対策として、高校生の通学費の全額補助と児童生徒の給食費全額補助、期間限定でですね、コロナとの関係で期間限定ということで実施をしていますという、そういう紹介をしました。

その時に、本町では例えば第2子、第3子の給食費無償化を検討できないかという私の質問に町長は、第2子、第3子については、人数の関係もあるので、検討させてほしいという答弁がありました。で先ほど申し上げるように財源問題を踏まえて、要するに優先順位をつけて、

そして事業を一つ一つ是正していくってということになるわけですが、この問題についてはどのように検討されますでしょうか。

やはりこれから来年度の予算のですね、準備にかかられるってということもありますので、その点でどんなふうにお考えか、その点だけで結構です。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、まず通学定期のことなんですけども、こちらいろんな家庭がありまして、通学の場合は定期 30%、3 割ですね、3 割を助成をしてるんですが、各町村の中で 3 割助成というところは多良木だけです。自分のご家庭の車で送って行っておられるところもありますし、ご自分でバイクで高校まで通っておられる方がいらっしゃいます。くま川鉄道の定期を使っておられるところだけではないということがわかりましたので、このあたりがなかなかバランスをとった、それを言ってしまえば、今の 3 割もバランスが取れてないじゃないかということと言われるかもしれませんが、そういうことで、なかなかこれを全額助成というのは難しいかなという話し合いをしました。

それから給食費の全額無料というのもですね、やはりあのある程度町の方から応援はしなくてはいけないとは思いますが、今は、多良木町以外にも何件かやっておられますけれども、しかしそれは全町村から比べたら、やってるところは少ないということですので、やはりここあたりも多良木の子育て関係の予算はですね、まあまあ頑張っているのかなというふうに自分では思っております。

それとそれについてですね、検討したかどうかということなんですけれども、話しておりますけども、まだその結論は出ていないところです。どうしていくかということについてはですね、ちょっとなかなか今のところでは難しいかなというふうな感触は持っております。今定期の 3 割助成、それから給食費の半額助成ってところをやっておりますので、暫くはこれでご容赦いただければというふうに思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 子育て世代の方も大変ご苦労されてますので是非ですね、分析をよくしていただいて、その上でもって決心があれば是非ともですね、検討いただきたい。そのことを申し上げて、二つ目の太陽光発電施設について移りたいと思います。

まず一つ目ですが、本町で事業所が設置している太陽光発電の設置状況について伺いたいというふうに挙げてます。町長もご覧になったと思うんですが、今月 6 日、南関町で計画している大規模発電所、メガソーラーの建設現場から 8 月の大雨による大量の土砂が農地や河川に流出して、住民や漁協から農業や河川の生態系への悪影響を懸念する声があがっているという記事が熊日に大きく報道されました。

本町でも家庭用から大規模なソーラーまで数多く見られるわけですが、本町での設置状況、把握されてる特に事業所の設置状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 東税務課長。

○税務課長（東 健一郎君） それでは、事業所が設置している太陽光発電の設置状況ということで、固定資産税の償却資産課税台帳、これを元にお答えさせていただきます。

まず法人分につきましてでございますが、これが 29 社。個人分が 61 名ということで合計の 90 件でございます。

なお、償却資産に該当するかどうかにつきましては、個人の住宅用として設置されている場合、発電出力が 10 キロワット未満の設備につきましては、償却資産となりませんので、先ほどの 61 名には含まれておりません。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 二つ目のですね、施設の建設を規制する条例、これを設ける自治体が増え続けてるんですね、後ほど紹介しますが、どのようにお考えかということなんですけど。

再生可能エネルギーの導入は本来ですね、安全性と地域住民の共生が前提でなければなりません。これと逆行して地域外の大手事業者による大規模な開発、こういう再エネ事業が広がっているわけですね。今回の土砂災害はまさにこういうことなのですが、特に土砂災害だけでなく環境の破壊、こういうものが発生している。そこで施設の建設を規制する条例を設ける自治体が広がっている。その背景はここにあるわけです。

そこでまず伺いたいんですが、今回のように森林開発を伴った南関町の大規模なメガソーラーは別にして、小規模な事業、例えば日当たりのよい斜面、原野などに設置する場合ですね、事業者と地権者との間で賃貸や売買の契約が成立すれば事業は成立するということになるんですが、そういうふうにして設置された場合には、行政としてどこまで関与できるんでしょうか。チェックできるのか。その点についてまず伺いたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田 裕一君） お答えいたします。

業者と個人の契約による太陽光発電施設における町の関与についてですが、現在のところ町の方としましては、届け出または規制等の条例等もございませんので、今のところは関与はいたしておりません。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 実はですね、財団法人地方自治研究機構というところがあるんですが、ここの調べではですね、7 月末現在で全国 156、都道府県が 4、市町村が 152 自治体となっています。主にはですね、抑制区域や禁止区域の設定、それから住民合意を必要とするということなどの内容となっているようです。

九州ではですね、7 自治体で県内にはありません。これちなみにですね、九州で福岡の直方市、佐賀県が伊万里市と大町町、大分県の由布、宮崎の新富、そして沖縄が 2 つの村というふうになってます。

菊池市でですね、民間の太陽光発電施設をめぐる住民が景観の悪化や危険性を訴えて、撤去を求めて、今いわゆるもめてます。それを受けて、菊池市が今の 9 月議会で県内初の発電施設の許可条例を提出しているということで、可決される見通し。これを熊日は報じてました。

そこで本町としてですね、実情を踏まえてということになるんですが、今後どのようにお考えになるのか、その点について伺いたいと思うんですが。

○議長（高橋 裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田 裕一君） ご質問の件につきまして本町といいますか、他町村におきまして県内ではですね、規制については、景観条例のようなもので規制されておるものが、規制されておられる市町村があるようです。近くでは、人吉市あたりも景観条例によって規制をされておられるようで、この景観条例によつての規制以外では、議員がおっしゃられるような市町村しかないような形となっております。

そこで本町としましては、特殊開発行為に関しましては、関係法令等で定める一定面積以上の開発を行う場合にはそれぞれいわゆるメガソーラーになりますが、これにつきましては、各都道府県知事への届け出や許可が必要になっておりますので、それ以下の法令で定める面積以下の開発行為に係る規制や届け出については各市町村が条例で定めるようなことになっております。

本町におきましては、現在のところ規制や届け出などに関する条例はないことから、太陽光発電施設の把握など、施設の整備内容等もですね、把握できておりませんので、今後におきましては、太陽光発電施設など関係するような各課と協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（高橋 裕子さん） 9 番。

○9番(久保田 武治君) 今の課長の答弁を受けて、町長に簡潔にどのように対応されていくのか伺います。

○議長(高橋 裕子さん) 吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) はい、南関町の話は私も新聞で見ましてですね、ちょっとびっくりしたんですけども、メガソーラーではありませんけど熱海の土砂崩れもありましてですね、ああいうことがないようにというのはやはり行政としては、きちんと気配りをしていかなくてはいけないかなというふうに思っています。

今あの多良木町の方に来ていただいている誘致企業に関してはですね、これちょっと話がちょっと横に逸れるみたいなんですけど、紳士協定を結んでいただいて、公害防止協定はきちんと結んでおります。

ただ、開発をされる業者とその土地を持っておられる所有者の間で契約が成立したということであればですね、これは今のところ何も手出しができないという状態になっておりますので、ここあたりは先ほど建設課長の方も言いましたけれども、どの程度まで規制を入れていくのかということに関しては、論議が必要だと思っておりますし、これは上部機関の方にもちょっと話を聞きながら、まずはデータを集めてみたいと思っております。

やはりそのことでもって住民の方々が迷惑を被るということでは、これはもう本末転倒でありますし、償却資産とかですね、そういう税は入ってくるという面では良い面はあるわけですけども、そういう面では安全なところに安全な施設をつくっていただきたいというのは、町のそれは希望ですので、そういうことも加味した何らかの対策をこれから考えていかなければと思っております。

○議長(高橋 裕子さん) 9番。

○9番(久保田 武治君) 確かに再エネ事業がですね、雇用創出に大いに貢献してるっていうこともあります。しかし、今回出てきているような弊害があちこちで広がってる、その折り合いをどうつけるかっていう問題ですので、今後とも更に引き続き検討いただきたいというふうに思うんです。

三つ目の副町長の職務についてということで、副町長に是非出番をお願いしたいと思うんですが、まず一つ目。就任されて2カ月半ぐらいになりましたけど、本町の現状や取り組むべき課題、そういったものについてはどのように把握、認識されたかっていうことなんです。

まずは今回ご縁があって、副町長として着任をされて、しかも単身赴任っていうことで何かとご苦労もおありかと思うんですが、これまでの行政マンとしてのキャリアを活かして、本町発展にご尽力いただきたい、まずそのことを申し上げたいと思うんですが。

コロナ禍で様々なイベント、町内各種の事業や団体の活動が自粛をされて、町民との交流もままならない。そういう意味では本町の現状を把握される上ではですね、一定の困難が今もあるわけですが、その中での、本町での印象だとか諸々の現状についての認識あるいは今後の町としての取り組むべき課題について、どのようにですね、お考えになっているのか、簡潔で結構ですので答弁をいただければと思います。

○議長(高橋 裕子さん) 副町長塚本健さん。

○副町長(塚本 健君) まずはですね、先の議会におきまして、副町長の選任について同意をいただきまして、改めてこの場をお借りして感謝申し上げたいと思います。

6月25日に就任しまして2カ月が経過しました。私にとってですね、新しい職責へのチャレンジであり、日々悩みながらもですね、充実した日々を送らせていただいております。

議員先ほどおっしゃったようにですね、課題の把握に際しましては、本来であれば町内の様々な所にてですね、直接お邪魔しまして、色々とお話を伺いたいところではありますが、

コロナ禍の中ですね、なかなかこう慎重にならざるを得ない面もございますので、これまでにないちょっと難しさを自分自身でも感じておるところでございます。

そのような中、まずはですね、行政として抱える個別の課題につきましては、町長としっかりとコミュニケーションをとることはもちろんなんですが、まずあの各課長へのヒアリング等を通じてですね、把握に努めるとともにですね、並行しまして個人的にはでございますけれども、個別計画ですとか各種統計などの資料を基に町政の現状につきまして、余った時間といいますか、自分の時間を使いながらですね、少しずつでありますけれども、自分なりの把握と分析を進めておるところでございます。

町が直面する課題につきましては、新型コロナ対応ですとか災害復旧、防災減災の取り組みなど、喫緊の課題についてしっかりと取り組んでいく必要がございますけれども、中長期的な視点で見たときには、課題も様々あると思います。

ただ、これは論をまたないと思いますけれども、その多くがですね、少子高齢化と人口減少に起因する、あるいは関連するものと認識しております。個々の課題解決にはこの視点からのアプローチが不可欠ではないかと思っております。昨年の県の調査では、町の平均年齢は54.6歳と、2009年調査の50.7歳から更に高齢化が進んでおります。また人口増加率においては県内36位、出生率においては34位と予断を許さない状況でございます。

これらの状況はですね、地域社会経済の維持発展の観点からのみならず、行政運営におきましても原資となる税収を確保し、必要とされる行政サービスを将来世代にわたって適切に維持していく上でもしっかりと対応していくべき課題だと思っております。

様々な分野にわたる課題が複雑にからみ合う問題でございますので、一朝一夕に解決できるものではございませんけれども、将来を見据えた取り組みが必要と認識しております。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今、答弁いただいたことと重なりますが、二つ目に、副町長として果たすべき役割、職責を果たすためには今後どのように実践され、そういう決意も含めてついでということで伺いたいんですが。

副町長の職務については、自治法167条、町長を補佐して町長の命を受け、政策及び企画を司り、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めることにより、町長の職務を代理すると大層なことが書いてあります。

そこで本町の現状と問題を踏まえて、役割、そして副町長としての職責を果たすために今どういう、今後ですね、実践をもたれていくのか、決意も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 塚本副町長。

○副町長（塚本 健君） お答えします。

町のことを第1に考え、行動することは当然のことでございますけれども、私はですね、生まれも育ちも町外でありまして、働いてきたのも外部の組織でございます。町における経験はわずかではございますけれども、これまでの経験から様々な違いを感じることができるものと思っております。そのように感じた違いをしっかりとですね、咀嚼・吟味することによってですね、よりベターなものにつながっていくよう、様々な場面で活かしてまいりたいと考えております。

また、ますます複雑多様化する課題を解決していくためには、民間も含めた外部組織の知見、技術、資金など、町内外を問わず積極的に活用していくことも必要であり、これらとの連携はこれまで以上に重要になってくると考えております。その外部には広域自治体である県も当然に含まれますけれども、これまで培ってきた県庁内の繋がりをフル活用しまして、情報収集はもとより調整、要望など県と町とのパイプ役をしっかりと果たしてまいります。

コロナ禍ではございますけれども、機会をとらえ可能な限り町内の様々な方のご意見もしっかりと伺いながら、肌で感じる直感的なもの、あとはデータ等から見えてくるものも大

切にしながらですね、心は熱く、頭は冷静に町長を全力でサポートしてまいります。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 副町長ですね、更なるご活躍を願って次の質問に移ります。

川辺川ダム問題についてです。まず一つ目が、川辺川ダム促進協議会、これが特に会長の森本町長がですね、環境アセスは必要ないと、早くダムを造れということで、大変前のめりになっておられます。市民団体との申し出でも、あなたたちとは意見が違うというふうにですね、きちっと話を聞こうとされないということもあってます。要するに住民の声も聞かなければ、国交省の意見がすべて正しいっていうそういう立場なんですね。だけどこれは流域治水の考え方としてもね、問題ではないかっていうに思うんです。まさに住民のための流域治水ということであれば、住民の話もしっかり聞いて、そして行政の立場を説明して、そして納得をしてもらおう。あるいは本当に必要な手だてを打っていくということが大事だと思うんですが。

そこでですね、昨日の熊日新聞社説によると、国交省は流水型ダムや遊水地などの洪水調節施設を整備しても、昨年と同規模の雨が降れば、多くの区間で安全の目安となる水位を超える。今後はハード整備だけに頼らずソフト対策も含めた流域治水を進めるというふうにしています。だが一層の水位低下や被害の最小化を実現するためにどんな対策を講じ、そのためにはどれぐらいの時間が必要なのか。住民の疑問や不安をしっかり受け止めて納得できる説明をすべきだというふうに指摘をしています。

さらに住民の賛否が分かれている流水型ダム建設既定路線として、専門家だけで議論するやり方も住民の納得を得られるか疑問だというふうに書いてます。方針を決めた後に報告するのではなくて、住民の意見を先に聞いて反映させる。そういう場を設けるべきではないかというふうに指摘をしてるんですが、これは多くの住民の共通の思いだと思います。

町長はこの間ですね、私の質問に対し、私は自分からダムを造れとは一回も言ってないというふうに答弁されました。だからこそ、促進協議会が前のめりに河川整備計画を受け入れるのではなくて、もっと住民の声を聞きながら検討し直す立場をとるように主張していただきたいというふうに私は思ってるんですが、その点についてどのようにお考えになりますか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、新聞はですね、モラリスティックなものですので、いろんな書き方があると思うんですが、議員ご承知のとおり促進協議会はですね、水上村から八代まで12市町村の合議体ということです。ですから、構成されてる12市町村で論議をしながら進めていくというのが基本的な促進協のスタンスであります。

要望書を出しておりますけれども、これあのダムを造ってほしいという要望、今まさにおっしゃいましたとおり要望出してるんですが、この要望書の意図するところは、去年の7月豪雨をうけて、流域で50の方が亡くなってるんですね。じゃあどうしたらいいのかというところから出発して、それを何とか今度回避するには、やはりダムが必要ないんじゃないかと。そしてダムとあわせて今言われた流域治水、田んぼダム、それから遊水地、輪中堤、色んな形の方法があると思うんですが、それと樹木伐採、河道掘削やってもらいましたけれども、完璧ではなかったんですが、かなりの予算を費やして河道掘削、樹木伐採、多良木町もやっていただきました。

私たちは上流ですので、そんなに感じないかもしれませんが、しかし下流の人吉、球磨、芦北、八代、そういったところはやはり7月豪雨のあの、何ていうんですかね、私たちはわかりませんが、あの恐怖というのは並みのものではなかったんじゃないかなと思ってます。

私はこれまで7月の何日だったですかね、総会が、令和3年度の総会があったんですけど、



そのときに私は理事をしておりましたけれども、理事を球磨村に、直接被害を受ける部所、球磨村に替わっていただきました。今私はどういう立場かという、今は会員という立場で下流の方々が造りたいというふうにおっしゃるんだったら、それを応援するというふうな立場にあると思います。今、会長が先ほど言われた森本町長なんですが、副会長が人吉市長、八代市長、それと五木の村長、この3人が副会長として今回就任をしていただきました。

やはりあの先ほども言いましたが、私たちはある程度河道掘削と樹木伐採をして、河川の流れをよくしていただければ何とか助かる、命だけは助かるような状態。本当はですね、まず避難してもらおうというのが1番なんでしょうけど、そういう所にあるんですけど、しかし下流はやはり、かなり去年の7月豪雨でですね、痛めつけられておりますので、やっぱりその経験をもとに、何とかダムを造ってほしいというふうに市長が言われておりますので、それが先ほど議員おっしゃった市民全員の声でないということは私も知っております。色んなお話がありますので。

じゃあどうしたらいいのかっていうところを考えたときにですね、促進協議会の方ではやはりまずはダムをお願いをしていこうと。そしてその上で流域治水も色んな形で、今さっき言いました樹木伐採、河道掘削、輪中堤、遊水地、そして田んぼダム、そういったものを組み合わせながら何とか防いでいこうというふうな考えでおりますので、立場が違いますので、議論していてもなかなか平行線で難しいかもしれませんが、今はそういう気持ちで応援していこうというふうに思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 要するに住民の声をね、しっかり協議会でも受けとめる、そういう機会もきちっと作って、そして本当に納得いく、そういうものができるかどうかという、その努力をしていただきたいということを一つは申し上げているわけなんです。

二つ目のですね、様々な治水対策の検討がなされてきていますが、ダム建設を前提にするのではなくて、今年の豪雨や今後予測される最大豪雨への対策を、それを優先的につくる必要があるのじゃないかっていうふうに思うんですね。町長はその立場では流域の治水対策、策定協議会でそういう対応をね、求めていただきたいという、そういう趣旨なんです。

実はその今年の豪雨後にですね、被災者と賛同者の会というものが立ち上がりまして、球磨村、人吉を中心ですが、多良木でも被災された方いらっしゃいましたので、そういう方たちにも実はアンケートを配布しまして、それでもってその調査が中間的なんですけど、まとまっているんですね。私もその賛同者の方の一人なんです。これによりましてですね、被災者246名の方が回答されました。その中で、どのような水害対策を望まれますかという問いにですね、複数回答なんですけど一番多かったのが、堆積土砂の撤去45%です。それから山林、山の保全、これ40.7%ありました。それから河道掘削39.4%、堤防のかさ上げ33.7%、などと続いて流水型穴あきダムを造るっていう方は8.1%でした。

これからわかることはですね、被災者がダムよりもダムによらない対策を早急にやってほしいというふうに望んでるということがわかります。まずはダムよりダムによらない治水対策をしっかり積み上げていく、その必要があるんじゃないかっていうふうに私は考えるんですが、町長はどんなふうにお考えになりますか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 先ほどの質問の中で、環境アセスのことをちょっとお答えしていませんでしたので、ちょっとそこを入れてみたいと思うんですが、環境アセスは、森本町長はですね、さっきおっしゃったようなことを言っておられますが、しかし国の方ではですね、蒲島知事の環境影響評価に同じ、それと同じような調査をやってほしいというふうに前々から言っておられますので、国土交通省と環境省ですかね、こちらの話し合いによって、予算をつけてやるというふうに言っておられます。

で、環境影響評価ってということではないんですけども、調査はやると。それによって生態系が崩れるとかそういうことがあればやはりそこは手だてを打っていくということだと私は理解しております。今回、26億ほどの予算が令和4年度に川辺川ダムにつきましたので、その中で恐らく調査をやっていかれるというふうに思いますけれども、調査はやるということですので、その評価はですね、調査どの位程度の調査をやるのかっていうことに関する評価は、ダムはいらぬと言っておられる方々、ダムがいらぬと言っておられる方々でお互い分かれるとは思いますが、それは環境の方は調査はやると、お金をかけてやるということでした。

それから今おっしゃった土砂の撤去、それから山の保全、河道掘削、かさ上げですね、それから穴あきダムは8%ぐらいだったという。その方々、集まれた方々の意識が、例えばダムに対しては、もうちょっとダムはいらぬというふうに思っておられる方々の集まりであれば、やっぱりそこはある程度いらぬ方に行くだろうし、サイレントマジョリティーって言ったら随分昔の話になりますけど、あんまり言わない人たちもいらっしゃるので、そういう方々は、ダムを造ってほしいというふうに言われる方々もいらっしゃるでしょうし、そのあたりを判別がなかなか難しいかなというふうに思っています。

私が今会員としてダム促進協に入ってますけれども、やはり主流の考え方はですね、ダムを造ってほしいという考え方が主流です。今回、人吉市長が副会長になられたっていうのもそういう人吉市長としても退路を絶って自分でやっぱり主体的に関わっていかねばならないというふうに思っておられたからそういうふうになったんだと思いますし、当初から球磨の村長は自分がやっぱり動かなければということで今回理事にしてほしいということで理事になりましたので、ただあの反対の方々の組織、それから賛成する方々の組織でそれぞれ、あなたの立場であなたは正しく、私の立場で私は正しいというふうなそういうことではないかなというふうに思います。

ですから合議体ですので、私もそこでは、やはり多数のダムを造りたいという方々のご意見に賛成していくという形になると思います。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） どうして被災者の会の人たちがですね、ダムを望まないかっていう、そのことについては次に述べますが、ただ実際に町村長の間でも五木村長はダムを造るのであれば条件をつけるというふうに最近述べられておりますし、相良の吉松村長も流水型ダムそのものが一体どういうものかわからないのに、それについてコメントできないという立場ですね、それぞれ温度差があります。

ですから、次に述べますが、先月の豪雨で天草の亀川ダムで緊急放流が行われました。テレビでも危険ですと、急激に水位が上がることがあります、命を守る行動に出てくださいという報道も、昨年7月の4日も本町でもありました。全国でも幾つかのダムが緊急放流を行いました。緊急放流が繰り返し起こる可能性がある中で、緊急放流は怖くありません、降った雨をそのまま流すだけというふうに説明を、県も大きなチラシを作ってやっていますが、この説明は住民を欺くことにならないのでしょうか。ダムによらない治水対策で、より安全性を高める対策を求めべきではないか。どのようにお考えかということなんです。

先ほどちょっと言われましたが、住民がダムを望まない理由の一つが、緊急放流にあります。先日、坂本町の青年が市民団体の会合の中でですね、緊急放流されたらもっと被害が出たのではないかと。昨年7月3日から実施された予備放流も水位を上げる結果になったのではないかと。だからダム建設には反対だということなことを言っておりました。

ネット上ではですね、中国ではダムが決壊したっていう情報も流れました。熊本県が緊急放流は怖くないっていう宣伝を繰り返し行われてるわけですが、逆に緊急放流に対する県民の不安は大きいということが分かっているから、そのような宣伝をですね、やっている

んじゃないでしょうか。500年に1度、1000年に1度の洪水が何度も起こりうる事態に緊急放流という牙を持つてるダム建設はですね、私はやっぱりやめるべきだというふうに思ってるんですが、町長はどのような見解をお持ちですか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、私も亀川ダムの緊急放流についてはですね、ちょっと気にはなっておりましたが、一般的に私たちが緊急放流と言っております言葉ですね、これは正式には異常降水時防災操作というなんか随分仰々しい名前になっております。この言葉はですね、知らない人が聞きますと、もうそこまで水が来てるというふうな、何ていうか、こうそういう切羽詰まったような印象を受けますけれども、それをだれが命名したのか分かりませんが、危機感をあおる、そういう異常降水時防災操作、洪水が起きるからそれに対する防災操作をやるんだみたいなそういう言葉ですよ。

これを聞くとダムに溜まった水を全部一気に流すのかっていうふうな、そういうふうな疑いっていうか、そういうふうな誤解されてる方もいらっしゃると思います。それではなくて実はダムに最大限溜めることができる水位というのがあるそうなんですけど、そこを超えることになった時、それが予測される時に放流量を、流入水、雨が降った分だけ流すと、先ほど議員おっしゃいましたけれども、つまり降っただけ放流しますよというのが緊急放流なんですね。緊急放流が何回もあるということはそれだけ余計に上流で水が降る、水が、雨が降るということだと思います。

私もちょっと気になったもんですから、昭和44年の7月の水害と、それから令和2年7月4日の豪雨の時に市房ダムが流したんだらうかっていうなちょっと疑問がわきましたので、水上村の方にですね、ちょっと電話で確認をしましたところ、市房ダムが緊急放流をしたのは昭和46年8月の台風19号の折にしました。それから昭和57年7月の豪雨、大雨の時にやりました。それから平成7年7月の大雨の時にやりましたということで、この3回は緊急放流をやってるんですけど、昭和40年と今年の豪雨災害の折は放流はしてないということを言われました。これは公的機関に聞きましたので間違いはないというふうに思います。

そういう意味で、流域の住民の皆さん方にもう少しわかりやすく説明しておかなければならないというふうに多分、市房ダム管理所の方も思われたでしょうし、県の方もそういうふうに思われたんじゃないかというふうに思ってます。そういう反省を込めて、先日の新聞の折り込みがあったのかなというふうに私は思っておりますけれども、要するに説明不足だったということで正しい情報はこうですよということをあの新聞の折り込みで言われたんじゃないかなというふうに思ってます。

誤った情報のもとに議論をしますと、着地点も誤った答えしか出てきませんので、このあたり十分注意しなければならないというふうに思っております。正しい用語を用いて、それを理解していただいた上で、それに沿った正しい論議をされるということが被害を少なくなる、少なくするというにつながると思います。

今言っておられるのは、要するに、早く逃げてくださってというのは今どこでも言いますよね。ダムの水が溜まる前に、雨の降り方が異常であれば早く逃げてください、多良木町もそういう今、ちょっと先取りをしたような空振りを恐れずということではなくて、最近素振りばかりやってるような感じなんですけど、ダムに最大限溜める水、それを水位をオーバーするということが想定される場合に、ダムに溜まった水だけを流すというのが緊急放流、異常降水時防災操作であるというふうな認識で私はおります。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 緊急放流ね、そのことで議論するつもりはありませんが、ただですね、緊急放流をめぐってはこれまでに例えば、鬼怒川あるいは真備川、そこでもって放流で大被害が起こって、それが今も係争中ということがあられるわけですから、これまで球磨川で、

市房ダムで放流をしたけども被害が大した被害がなかったということと、それが未来永劫に被害につながるというその保証はないわけですから、緊急放流に対する理解をですね、やはり本当に住民にきちっと説明をすべきだと思いますし、そのことをやらなければ、ダムに対する不安、そういったものは払拭できないと思いますし、また引き続き今後ともですね、このダム問題では、一朝一夕にダムができるわけでもありませんし、その前にやるべき災害防止の対策、そのことをまずしっかり優先的にやっていただきたいというふうに思いますので、また改めてやりたいと思います。

最後の質問になりますけど、町村会の政治的立場についてということで挙げています。町村長は行政職でありますけど、今回、町村会が総選挙にあたって、地元の自民党の国会議員の推薦を決められたっていうのが出ておりました。これは行政職としてのですね、公平中立性を侵すもので問題はないのかっていうことなんですけど。

町長もご承知のように、公務員の政治的行為や地位利用による選挙活動は、その有する影響力の大きさから、地方公務員法第 36 条及び公職選挙法 136 条の 2 項により厳しく制限されております。この対象は一般職だけでなく、町長、副町長、教育長などの特別職も含まれるというふうに解されています。もちろんこの法律は憲法で保障されている個人の政治活動の自由を侵すものではありません。

問題はですね、公的な立場を有する町村長で構成する町村会が、総選挙にあたって自民党の国会議員の推薦を決める。このことはですね、地公法の 36 条及び公選法の 136 条の 2 項に抵触するのではないかとということがありますが、そのことについてどういう見解をお持ちかっていうことなんですけど。

実はですね、これ大阪市が平成 24 年に作っている条例なんですけど、政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例、ガイドラインでですね、この中の第 1 条で政治的行為であると思われる、疑われる恐れのある行為を市長その他の職員が職務として行うことはできないというふうになってます。更にですね、この 2 条では、公選法第 3 条に規定する公職の選挙において、この 3 条に規定する公職っていうのはですね、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職を指すっていう内容なんですけど、要するにこういう人たちが職務上の組織もしくは権限、または影響力を用いているのではないかと、市民の疑惑や不信を招くような行為を職務として行ってはならないという条例を制定しています。つまり、より住民から疑われることがないようにきちっと地公法、公選法をですね、補完する意味で制定された条例のようなんですけど。

そこで今回のですね、決議について、町長、私は撤回をして、公的な立場ではですね、選挙活動、こういったものは行うべきでないというふうに思ってるんですけど、町長はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 町村長の場合は特別職の公務員ですので、地公法には該当しないということになります。一般の公務員の皆さんには政治活動というのは許されていないんですけども、相手を中傷したりですね、政治的なプロパガンダに基づいて、相手候補の名誉を傷つけたりということをしてはいけませんけれども、しかし自分の政治信条に基づいて動くということに関しては、それは許されると思います。

不特定多数の人に呼びかけるっていうのは、これはあの選挙が始まってから、告示がこういう告示・公示があってからは、そういう行動がありますけれども、それ以外では、党員のみということに、限定的に話はそこで収束してますので、それで終わっておりますので、そこから広がってはおりませんので。ただ今回、町村会の事務局の方にその今言われた候補の方からですね、推薦の依頼状が来ておりましたので、依頼状が来てますよと。推薦していいですか、いいですよっていうことで決まったことであって、それがバランスを欠くというふ

うなことにはならないかなというふうに思っております。

実際その色んな面で、日頃からですね、予算面も含めて大変お世話になってますので、そこらあたり、こういうこと言うべきではないのかもしれませんが、推薦依頼が来たら推薦をするということで、そういう形になったのではないかなというふうに思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 例えば町村長の皆さんがですね、個人的に自民党の金子議員にですね、要望活動、陳情でね、お世話になっていると。じゃあだから応援しよう。これはですね、許されないっていうのがこの公選法趣旨なんです。

個人で支援される分はそれはね、政治活動の自由ですけども、町長の肩書を持った人が特定でね、個人の応援をする。例えば遊説に入ったときにその遊説カーの中で多良木町長の吉瀬でございますって言うところこれはもうアウトなんです。それぐらいのですね、いわゆる地位利用の問題を公選法は問題にしているわけです。

ですから今回のそういう決議はね、非常に何というか、軽々について言うかよく十分に検討もされなかったのかもしれませんが、お世話になっているからっていう類かもしれませんが、しかしこれは町民から見ればですね、町長は金子議員を支持してる。例えば一定の付度、職員の皆さんだって町長が応援してるんだからやらなきゃって、そういうことになりかねないからね、このことを大阪はあえて条例作ってるわけです。疑われる恐れがないようにするためには、そういうことまできちっと決めないとだめだということなんです。

ですからその問題はですね、やはり心してこういう選挙に対してはですね、やっぱり対応すべきだというふうに思いますし、その点ではやはりもっときちっと町村長の間でもですね、こういう議論を、例えば地元の候補だからっていうそういう問題ではないのですね、政治的にどうかっていう、その首長の立ち位置の問題、政治的な立場の問題があるので、そのことを踏まえてですね、やはり対応すべきだというふうに思うんです。

町民にはですね、様々な立場の人がおります。コロナ禍でますます生活が厳しくなって、政治の刷新を願う多くの人たちもおります。そこで町長がですね、政権与党に埋もれることなく公平中立の立場をね、貫いていく。貫くべきだ。そのことを最後に申し上げて質問を終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで9番久保田武治さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（午後2時04分休憩）

（午後2時12分開議）

○議長（高橋 裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に12番落合健治さんの一般質問を許可します。

12番落合健治さん。

#### 落合 健治君の一般質問

○12番（落合 健治君） それでは通告に従って一般質問を行います。先ほどより、ゆっくりしゃべりたいと思いますので、答弁の方もはっきりと突っ込んだ答弁をしていただければと思います。

現在本町はコロナ禍の中でもあり、災害復旧の途中でもあります。ニュースでは、今朝、台風14号の進路も少し逸れているみたいではありますが、気になるところではあります。災害対応も、これからは多角的な協議、柔軟な発想がこれまでより大切だと思いますし、何より町長を軸とする執行部の英断に本町住民も期待が大きいと思いますので、ここでも踏み込んだ答弁を私も期待しています。それでは質問に入りたいと思います。

一番最初の災害対応について、1番、2番、3番の順で聞いていきたいと思います。毎年のように道路崩壊や道路決壊で孤立集落が出ている。今後の対応についてまずは伺いたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

林田建設課長。

○建設課長（林田 裕一君） それでは、一つ目のご質問についてお答えいたします。

まず道路の部分に関しましては、町の管理道路につきましては、万が一、道路の決壊や崩落等起きた場合には、多良木町建設業防災協力会のご協力によりまして、道路崩壊や決壊について迅速に復旧について対応をいただいているところでございます。今後におきましても、多良木町建設業防災協力会と協力し合いながら、道路崩壊、道路決壊または斜面の崩壊、こういったものには対応していきたいと考えております。

また、県の管理道路であります県道、国道につきましては、町で収集しました情報を迅速に県に伝達いたしまして、県の方において迅速な対応をお願いすると。今まで通りのような形となっております。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは私の方からはソフト面からの孤立集落に対する対応についてということでお答えいたします。

まず、高齢者等避難や避難指示といった避難情報の早目の発令による避難の呼びかけや、孤立が予想される地区の区長さんへも大雨等の情報を、電話により連絡をしているところでございます。

また大雨等、被害が予想される場合には、あらかじめ自衛隊の連絡員を派遣いただきまして、情報共有を行い、孤立集落が発生した場合には速やかに出動を要請できるような体制をとっております。ヘリでの孤立集落からの人員の搬送、また食料、飲料水等の物資の輸送も想定しているところでございます。

ちなみに、今年5月の梅雨入りの際の大雨、先月8月の大雨の際にもそれぞれ2名の自衛隊員に、連絡員として庁舎に待機していただいたところでございます。

そのほかの対応としまして、自助の観点から防災マップにも記載しておりますとおり、最低でも3日分の食料等の備蓄をしていただくよう、今後も周知していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合 健治君） はい、建設課の方と危機防災管理課の方から答弁をいただきました。

私はですね、槻木のことをまた最後の方に聞くんですが、孤立集落としてなりやすいのはやっぱり黒肥地の奥、やっぱり山も谷、谷で入って横の迂回路がなかなか、林道とかではつながっていてもなかなか迂回路として厳しいと、なので孤立集落になると思ってるんですが。

ここに関してはやっぱり町の首長である吉瀬町長がいかに迂回路を整備していくかっていう方針をまず出さない限りは、迂回路としての整備がやはりさっきのように管理用路としての整備は崩壊したときの管理道路としての整備は出来るにしても、迂回路としての整備はできていかないと思うんですが、そのことについてはどうお考えか聞きたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、多良木も松ヶ野、宮ヶ野、それから黒肥地も永谷、増谷、そして柳野ですね、こちらがかなり災害が起きた場合は厳しくなるというふうに思います。

ただ今回まではですね、去年、今年、少しは山の方に行く林道とか作業道は崩れておりますけれども、主要道はフルティーロードまで出れるようになっておりますので、まずは今の形で何かあったときにはすぐ対応、県道の場合には県にお願いしますし、町道の場合は町で防災協力会の方で、そういうふういつでも良いですから言ってくださいというふうに言

っていただいておりますので、大変ありがたいなというふうに思っております。

災害に対する皆さんの何ていうんですかね、そういう意識が間違いなく高まっておりますので、これからはそういう形で対処していきたいというふうに思っております。フルーティーロードまで出ればですね、あとは色んな方法があると思いますので。

ただ奥の方にご自宅にあつて土砂崩れでそこから出れないとかですね、そういうことが起きたときには、やはりさっき危機管理防災課長が言いましたように、自衛隊のヘリをお願いするとかですね、県警のヘリ、それから防災ヘリ、色んな形で。そういう時には他のところもやられていると思いますので、そこらあたりは、早め早めですね、対処をしていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合 健治君） 町長の方がある一定程度考えておられるのはわかりました。

私が聞きたいのはですね、その災害に遭ってからではなくて、災害になる前ですね、防災の予備、防止として林道、槻木のことであったんですが、林道とか作業道も含めてですね、それを迂回路として整備できないかどうかを協議していただけないかをちょっと聞きたいんですよね。

なのでその県道の危機管理道路、町道の管理、この辺は現状復旧の基本があるのはよくわかりますが、その迂回路の整備という点では、各どこの市町村も、球磨村はちょっと別として、他のところはなかなか行っていないと思います、現状復帰が基本となっていて。

そこを孤立集落がここがなりやすいっていうのがあったとすれば、その災害に起こる前に、その協議自体を始めてもらえないかっていう話をちょっと町長に伺いたいんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） そういう話はまだしておりませんので、そこらあたりは担当課とちょっとこう話を煮詰めていかないといけないかなというふうに思います。

ただですね、迂回路ということになりますと、かなり財政出動が必要になってくると思うんですよね。今まではなかったところを整備する、または迂回路を整備しても、その迂回路が今度は被害に遭った場合はどうするのかとかですね、色んなケースがあると思いますので、それは危機管理防災課、それから建設課あたりとこれから話し合いを進めていきたいと思えます。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合 健治君） はい、協議をとりあえず、建設課、危機管理防災課も含めて協議をして、これからいただけるということで、その辺はですね、住民の意見をまず取り入れながら、高齢化とか人口減少で、先ほど吉瀬町長も何らかの質問で言われてましたが、高齢化ものすごく進んでおります。このぐらい予防して、ここを避けて通るためっていうようなところが崩れた場合は、もうすごく危険だと思いますので、災害に遭ってからではなくてですね、災害になる前の、孤立集落にならないための道路の整備ですね、その辺を検討していただきたいと思えます。

それでは2番の方に移りたいと思えます。危機管理防災課ができて、災害対応でのパトロールや情報収集について、どう対応したのか、変化はあったのかを伺いたいんですが。

危機管理防災課ができて、先ほど言われた5月の雨ですね、それと今回の8月の長雨での対応もしていただいていると思えます。実際に危機管理防災課ができる前とできた後の変化がどうあったのかを、どう対応したのかを伺いたいと思えます。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それではお答えいたします。

現在ですね、大規模風水害に関する多良木町版タイムラインというものを作成してござい

す。このタイムラインにつきましては、各課もしくは災害対策本部設置後の各対策部の災害対応行動についてまとめたものでございまして、台風の最接近や大雨のピーク時をゼロ時間としまして、その前後 3 日間を災害予防期、応急対策期、復旧復興期に分けて、時系列での災害対応行動を記載しておるところでございます。

このタイムラインには、例えば災害予防期としまして、各課で管理している施設の巡視、点検や備蓄物資の確認、防災システムの動作確認、気象情報の把握、気象台が開催します台風や大雨説明会への出席、道路、河川等のパトロール等を記載しておりまして、タイムラインに沿った災害対応を行っております。

また梅雨時期前には消防団各部におきまして、危険箇所の現地踏査を行っていただき、町防災会議後に分団長、建設課職員と現地確認を行い、情報の共有を行っているところでございます。そのほか、消防団には大雨、台風の際に、管轄区域内の巡視、警戒を安全第一にお願いし、異常があれば町に報告していただいているところでございます。

ここまでの対応につきましては、昨年度以前から実施している対応でございまして、危機管理防災課ができてからの変化という点ではありませんが、変化があったという点でございますと、情報収集について答弁をさせていただきたいと思っております。

今年の 5 月から危機感共有と命を守る災害報道連携会議というものが発足しております。こちらの会議には球磨川流域の市町村や熊本地方気象台、国土交通省八代河川事務所、市房ダム管理所、熊本県や報道関係機関等がメンバーとなっております。気象の変化や降雨予想、河川管理施設の運用情報などを共有しているところでございます。

気象台等からの最新の情報を入手できますので、この会議に危機管理防災課職員が、WEB 会議でございまして、そちらに参加しまして、避難情報の発令判断等に活用をしているところでございます。

また、災害対策本部設置後の各対策部の業務としまして、当然、災害情報の収集、伝達を行う業務が発生してまいります。昨年度までは企画対策部のみでの対応としておりましたが、今年度からは総務対策部の業務にも災害情報の収集、伝達を追加しまして、情報収集、伝達に係る業務について強化を行っているところでございます。以上です。

**○議長（高橋 裕子さん）** 12 番。

**○12 番（落合 健治君）** 今は言われたように、今までの対応に加えて情報の伝達だったりとか情報の収集だったりとか、最新のものをできるだけ早く、皆さんで共有できるように努力しておられるのはわかりました。

各行政区にも連絡員がおられて、消防団の他にですね、もしくは自分の裏山が崩れたとか、個人的に役場の方に連絡されたい方もいると思いますが、道路、農地、河川、山林、まずどこに連絡すればいいのか、災害中ならまだわかる、危機管理防災課だとわかるんですが、その災害が終わると前後 3 日間は警戒していると言われてましたが、そのあとですね、そのあとで崩れたとか、その前に崩れているとか、そのことに関してですね、これが災害なのかどうなのか地域の本町の住民が迷われたときに、まずどこに連絡するべきなのか、物凄く迷うという話をお聞きしました。

このことに関してですね、まず例えば崩れたとか、ここが決壊しそうとか、このことに関しては何処どこに連絡するのがベストのことで、一体どこが一番最初に対応するのか、そのことについて伺いたいと思っております。

**○議長（高橋 裕子さん）** 林田建設課長。

**○建設課長（林田 裕一君）** お答えいたします。

道路、河川、または斜面の崩壊、そういったものについては、一応建設課の方にご連絡いただければ、建設課の方で一応現地を確認いたしまして、各課、担当部署の方におつなぎして、その後災害復旧等の査定を受けていくというような形を、今の現在のところとっている



次第でございます。

○議長（高橋 裕子さん） 12 番。

○12番（落合 健治君） すいません、確認です。

それだと今までと現状と一緒に、この災害のときもやっぱりその言われた河川とか、そういうのが崩れた場合は建設課が対応するというでいいんですかね。

そこはどうなんでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田 裕一君） お答えいたします。

道路も町道、県道、国道ございますので、道路につきましては建設課の方で一応確認して、どこが担当官庁になるかを確認してそちらにお繋ぎすると。

また河川につきましても1級河川、2級河川、いわゆる国が管理する河川、県が管理する河川、それから町が管理する河川、その三つがございますので、そちらにつきましても町の建設課の方で確認してそれぞれの省庁の方へお繋ぎしているというところでございます。

また斜面等の崩壊につきましても、それが農地災なのかどうか、不明な点がございまして、そちらについても一応現地を確認した上で、もし農地災であれば農林整備課の方にお繋ぎするというような形をとっております。

○議長（高橋 裕子さん） 12 番。

○12番（落合 健治君） すいません、私は答えとして、一番最初に危機管理防災課の方につながって、そこがいろんな各課担当の部署に分けるっていう答えが戻ってくると思ってたので、こういう答えが返ってくると思わなかったのがそうなんです、今聞いた話だと、危機管理防災課はこの斜面が崩れてるとか壊れてるとか、そういうことに関しては窓口にはならないってことでいいんですかね。

○議長（高橋 裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田 裕一君） お答え致します。

一応警報等が外れた後、こちらにつきましては一応建設課の方あたりに住民からとか情報が上がってくればそのような対応をしておりますが、まだ警報待機中の場合は、危機管理防災課の方で一括して情報収集にあたられて、それを私どもの方に建設課もしくは農林整備課、そちらの方に情報を共有するような形となっております。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） お答えいたします。

災害対策本部が設置された場合につきましては、先ほど申したように総務対策部と企画対策部で情報収集等を行いまして、関係課への伝達等を行っているところでございます。

その情報につきましては危機管理防災課でも共有を行っているところでございます。

○議長（高橋 裕子さん） 12 番。

○12番（落合 健治君） はい、ここで何回も質問するのもあれなんですけど確認としてですが、対策本部が出る間は窓口は危機管理防災課と、それ以外は建設課が主となって、今質問したとおりでは窓口となって対応していただけるということでもいいんですね。

町民にとってですね、今私が質問をしても物凄くわかりにくいと思うんですが、どこで防災、何ですかね見てすぐ電話をされると思うんですね。どこが崩れてるとか崩れてないとかっていう場合に。そのときに警報が外れてるとか、本部ができてるとかできてないとかっていうのは、物凄くわかりにくい話だと思うので、まずそのこういうのを知らせるところは窓口はここですて出来れば決めていただいて、対応していただければ、最善の対応をですね、していただければと思います。

台風14号も迫っているものすごく今ちょっと小さくなっていますが、きているところです。台風が去ってもですね、今度は線状降水帯とか、いつ何時、その警報とかと関係なく長雨で

崩れたりする場合も物凄くあると思いますので、窓口に関してはもちろん危機管理防災課がありますので、その点についてもですね、回覧板等で告知していただければと思います。

それでは、3番の孤立集落となっていた槻木地区の生活道としての道路を守るための道路強靱化について、槻木地区に限定してですね、伺いたいと思います。

今回の道路崩落での対応で、いかに復旧が大変で時間のかかるものか実感いたしました。しかし、現状復旧というのが大前提で私としては発災の可能性が高い箇所を危険予防として事前に協議し、提案型の要望を県や国にしていかなければならないと思いました。

同僚議員のですね、一般質問にもあったループ橋案、看板まで立っているトンネル案、私は中河間多良木線全線の1.5車線化を進めていただきたいと思います、町長の考えはいかがかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） これあの建設課、前の環境整備課職員と話した時なんですけど、基本、費用対効果を考えて、槻木の道路は今のままで維持していくというのが県の基本的なスタンスであります。

1.5車線化というのは、これは中河間線の要望活動の中には入れていいと思うんですよ。ぜひそれはお願いしたいということもこれからもお願いをしていきたいと思いますが、今の時点では1.5車線化というのは多分県の方では考えられていない、今の道路をきちんと整備していくということであると思います。

それから今回、ちょっと道路、ガードレールのとこまで崩れたところがありましたけど、今4トン規制がっておりますけど、あそこについては、もうすぐ吹きつけをやると。まだしてないんですけども、吹きつけをやるということをや約束をしていただきましたので。先だって建設課の課長、係長と私と3人で土木部の方に伺ってですね、土木部長の方にも話をし、しっかり中河間線についてはパークをしていってくださいね、是非去年みたいな形にはならないようにですね、去年は大変でしたので。

中河間線については、しっかり維持していきますというふうなお答えは返ってきておりますので、そこはきちんと県の方で対処していただければと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 先ほど県の方のですね、道、中河間線のこの費用対効果と言われましたが、費用対効果をですね、槻木地区を、もちろん多良木町の中にもあるんですが、費用対効果を見出すのも行政執行部としての役割だと思います。

もしあそこの道がですね、もし最短で安全に抜けることができれば周回路、いろんな周遊コースですね、周遊して宮崎と熊本を結ぶ地方路線の最短コースとしても、観光もしくはウッドショックによるですね、後押しの、今なら後押しが効く産業道路としても、もしかしたら可能性があると思いますので、そのことに対してですね、できれば提案型のその道路復旧、中河間線のその要望書に付け加え、先ほど言われた付け加えてですね、要望をしていただきたいと思います。

もう一つですね、槻木地区の孤立集落として一番大変なのは、迂回路。先ほども1番でも話をしましたが、迂回路が厳しいのが槻木地区です。宮崎県を経由する迂回路をこの前の崩落の際には使いましたが、片道にプラス2時間、往復4時間プラスになります。これは高齢の方が運転した場合ですね、となります。わかりやすく言うと、多良木地区の皆さんなら病院も買い物も役場での手続きも熊本市内でしないといけない、それぐらいの感覚と同じです。これを迂回路が宮崎側にありますのでというので片づけるのはですね、余りにも無責任な気がします。

今回ですね、非常時だからと迂回路として使った槻木から皆越地区までの林道をですね、槻木地区の生活を守る道と位置づけてあさぎり町とも協議していただいて、将来的には県道

皆越線の延長としてですね、多良木中河間線とつなぐような協議を多良木主導でですね、していただく考えがないのかを町長に伺いたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） なかなか槻木の場合は、中河間線が崩落した場合にはですね、非常に困難な状況に置かれるということは、7月豪雨で本当に私たちも身に染みて感じておりますので、今先ほど、お年寄りも2時間かかるとおっしゃいましたが、若い方々はですね、白髪岳の宮を回る道がこれもかなりの道なんですけどありますので、幾らか四駆だと何とかかなって感じがするんですが。

しかし、今はとにかくその中河間線をきちんと整備してもらおうという要望をしておりますので、皆越の方は今のところ、今あそこ落ちておりますよね、1回、前町長の時とあさぎり町の前町長のときに、両方こう舗装して途中まで道をお互いこう近づいてきて結んだという経緯がありまして、今あそこ舗装になってますけどですね。しかしまだ町道ではあります。

だからあの今はまずは中河間線をしっかり維持していただくということ、あれは崩れるという前提では考えておりませんで、去年のことが絶対ないようにということはこれからもですね、中河間線の期成会でも要望していきたいと思ひますし、それから議員おっしゃった1.5車線ですかね、そちらの方も文章の中には盛り込みたいというふうに思っております。

町としては今はまずは中河間線、なかなかこう、あまり手広く言っていくとですね、県の方にも多良木は何考えてんだみたいなことを思われたらいけませんので、まずは中河間線をしっかり確保していくということに努めたいというふうに思っています。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 先ほど町長がですね、若い方と言われましたが、若い方が居ないのが槻木地区なのでですね。それは私の説明も悪かったんですが、ほぼほぼ2時間かかるということなので、迂回路に関してももう1回あのちゃんと精査していただいて、もしかしたら私が知らない迂回路の考え方も、他の槻木の住民の方にはもしかしてもうあるのかもしれませんが、できたら、この前あれだけですね、長い間、中にはその期間の中に亡くなられた方もいて、色々大変な思いをした方もいらっしゃいます。もう少し身近に感じていただいて、槻木地区に関しては、とりあえず20km駅から離れて、ちょっと考え方を他の地区とは分けて考えないといけないところなので、その辺については今から県ともですね、先ほど突拍子もない考えみたいなのを言ったら困るみたいなこともあったんですが、私は突拍子もないことを言ってもいいのかなとちょっと思っています。その辺の要望も含めてですね、県の方もしくはあさぎり町の方と協議をしていただきたいと思います。

それでは2番の本町の行政区についての質問に移りたいと思います。1番の質問に対しア、イ、ウで順に質問していただきたいと思います。

人口も減少し、高齢化も進んでいる現状や今後を考え、全体的な行政区の数・区割等、協議していく考えはないのか伺ってきたいと思います。まずアですが、行政区の人数の偏りが大きいと思うが、どう考えるのかお聞きしたいと思います。

一般質問のですね、資料として、資料をいただきました。一番多いところで600名弱、少ないところは30名未満となります。行政区とは区長さんを通じて町の運営をしていく基礎となるものです。人口減少、高齢化を考え、本当にこのままでいいのか考える時期にあると思うのですが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川 広人君） お答えいたします。

資料の方で行政区毎の人口あたり、世帯数は見ていただいたかと思いますが、まず行政区が設定された頃とどうなのかなということから考えましたものですから、行政区毎のですね、人口とか世帯数がわかる一番古い資料が昭和41年のものが存在しておりました。それは55年

前ですね。と現在の構成比、全人口の中でその行政区の人口がどれだけ構成しているか、また世帯でどれだけ構成しているかをちょっと調べてみました。

であのその 55 年前と比較いたしまして、突出してその構成比が変動している行政区は見当たりませんでした。行政区が設定された頃と、今現在の人口であったり世帯数の構成は、そうそう変わってはいないのではないかという状況でございます。

ちなみになんですが、その人口の構成比で減少率が大きい地区、その構成比の比率がですね、少なくなっている所で行きますと久米 12 区が 2.1%少なくなっております。久米 11 区が 1.8%少なくなっております。久米 10 区が 1.5%少なくなっているということで、逆に構成比が大きくなっている地区といたしましては、多良木 3 区の 1 が 2.3%増えております。多良木の 2 区の 1 が 1.8%増えております。それから多良木の 8 区の 1 が 1.6%増えているという状況でございます。

現在までのこの人口分布の変遷を考えますと、産業構造の変化によりまして、山間部とそれから商店街付近の減少、また宅地造成分譲事業や、公営住宅政策によります増加、それから田園地帯におきましては、後継者の確保により微増をしている状況でございます。ただ人口全体が減少しておりますので、ああいった表とかで見ますとですね、ばらつきがあるのかなという感じがするところかと思っております。

人口が減少しておりまして、行政区間の人口分布の偏りが顕著であって、中でも高齢者率が高い行政区、それから世帯数が少ない行政区におきましては、自治活動とか、地域活動などの縮小や偏り、住民自治組織の機能低下などが懸念される場所であるというふうに考えております。

○議長（高橋 裕子さん） 12 番。

○12 番（落合 健治君） すいません、このことについて、今総務課長に昭和 41 年の記録があると言われてましたが、元々のこの区割り自体がですね、今の時代に合ってるのかどうかも含めて、町長どうお考えか聞きたいと思えます。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 昭和 41 年というと私が 19 歳のときですよ。なかなか昔になりますよ。その頃からすると本当にもう今を見るとですね、非常にこう、寂しい状況になってきておりますけれども、しかしこれは時代の流れではないところもあるのかなというふうに思ってます。

行政区の統合についてはですね、これまで議会の方からもご指摘が何回かありました。論議を重ねてきたところなんですけど、役場の方も検討もしてきたんですけど、結局統合はできなかったんですね。どうして統合ができなかったのか、町の考え方としては、統合ができれば、出来れば統合をしてほしいというのは、今でも町としてはそういうふうにおります。

一番近いところ、それから人のお互いの区の交流があるところ、そういったところできれば統合していただきたい。そして統合のための話し合いをされる場合にはですね、各行政区に職員張りつけてありますので、データとかそういうものが必要なら、区のデータをもって話し合いの場に職員が立ち会うということにもしておりますが、そういうことで話を進めることはできるんですけども、各行政区に、行政区独自の歴史といいますかですね、そういうのがあるんですね。

これまで私も 2 回程そういうのを経験しましたけれども、そういう決まり事があるということで、片方には決まり事がない。それから区には特別会計があるところとないところがありまして、その扱いもちょっとこうどうかなという、積立金がある所とない所がある。合併する場合は、それを全部配分してっていうのを、そういうふうに話してもいるんですけど、ただそれは綿綿と続いてきておりますので、自分たちだけがそれを貰って良いのかっていう

こともありましてですね、色々な困難な問題があります。

で、町としては基本的に統合していただければ大変ありがたいと思っております。大切なことはですね、お互い、例えばお互い同士で合併するということであれば、お互いの理解のもとにお互い理解して、じゃあって話し合いの上ででない、なかなか役場の方から強制的にここは合併してくださいとはなかなか言いにくいんですね。そういうことがあります。

それともう一つ問題なのは、今、単一の行政区では区長さんとか、民生委員さんは行政区またがっておられますけど、民生委員さん、それから交通指導員さん、体育部長さん、そういった区における非常に重要な役を担う方々が見つからないので、何とかできないかっていうのは私も個人的には聞いたことがあります。そういうのが現実として起きておりますので、町としても大変もどかしいところでもあります。本当は合併してほしいんだけど、そして区の方でもそういう悩みを抱えておられるんだけど、しかしなかなか合併が難しいという。

1回ですね、私の先輩が総務課長されていたときにそういう兆しがあって、じゃあやりましょうかって言ったときに、じゃあ区同士でやってくださいっていう話をしましたら、いやそれは町が主導でやってもらわなくては困るみたいなことを両方の区から言われたというふう聞いてます。町が調整に入るとやっぱり色々な困難な問題が出てくるということで、何とかいいですかね、1回統合ができればその勢いで幾つかの区が統合できるということも考えているんですけど、なかなかその辺は難しいかなと。

結局、そういう希望的な観測を持った時代もあったんですけど、結局はどこの区も合併できなかった。一時は町筋の三つの区が合併していただけるかなということで働きかけはしてたんですが、やっぱりちょっと難しかったということで、これからはですね、できればその統合の方向で行っていただく区があれば、町も積極的に関わっていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合 健治君） はい、今の町長の答弁の中で、今、民生委員さんとか交通指導員さんからの話を言おうと思ったんですが、考えておられるってということですね。

民生委員さんがですね、各区に1人ってということで、先ほど言われたように1人で600人弱見られている方もいれば、要するに30名、その中に1人いらっしゃるっていう場合もあって、ものすごくあの人数の隔たりがですね、ものすごくあの大変になってることがあると思います。

今統合のことについて、行政がやるにしても、ものすごく難しいそれは私もわかってるんですが、これから後ですね、町の行政自体がなくなるかもしれない、町が消滅するかもしれないっていう時にですね、その各区の色々なことを、少ないからこんだできなくなっている行事とか神事とか色々なことについて、行政区が大きくなってくればできること、もしくはその地域じゃなかったところを伝承していけることもあると思いますので、この偏りについては、もう一度町の方で検討議題に乗せていただきたいと思います。

それではイの方に移っていきたいと思います。公民分館の活動または防災的に今の行政区のあり方は適正なのか伺いたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木 庄一朗君） お答えいたします。

まず公民分館の活動について生涯学習課では答弁をいたします。

町内には49公民分館があり、各分館がそれぞれ人口規模に応じた活動がなされています。例えば世帯数の多い分館では、グラウンドゴルフ大会、ビーチバレー大会等、スポーツ行事を独自で開催され、交流を深めておられます。世帯数の少ない分館でも町内の文化財をめぐる勉強会等、少人数でも実施可能な行事を開催し、地域力を高める活動を各分館で工夫され行われております。

よって、原課の認識といたしましては、今の行政区のあり方により、公民分館活動に不都合が生じているとは考えておりません。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それではお答えいたします。

私の方からは防災の観点からの今の行政区のあり方についてでございますが、現在、各行政区で自主防災組織の方、結成をすべての行政区でしていただいているところでございます。行政区とですね、隣近所の付き合い、またコミュニティー等もございまして、今の行政区での自主防災組織がされておりますので、適当であると考えております。

しかしながら多良木地区のですね、街中の行政区では研修会等を二地区とか三地区で合同でされているところもあるようでございます。そういったところにつきましては、自主防災組織の合同での自主防災組織の再編というところは柔軟に対応していきたいと考えておるところでございます。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 私はですね、公民分館の活性化は、このコロナ禍の中で何事も疎遠がちな中、大事な一端を担うものだと思いますし、高齢化などで、先ほども言いましたが文化の継承、もしくは伝承ですね、伝承も難しくなっていると聞きます。神事に関してでもですね、人数が少ないので小さい祠とか、山の神とか水の神とか、そういうのもどんどん無くなっていったらとよく話を聞きます。これを行政区を大きくすることでですね、もしかしたら他の地区であってもそれを継承したり伝承したり、できることがあるんじゃないかと思えます。

防災に関してでもですね、47行政区に対して、12分団の26部ですね、となっており、バランス的にも少し悪いのかなと、数だけの話なんですけど、バランス的にも少し悪いのかなと、適正なのかなという疑問があります。

今の2人の課長の答弁を聞いて、町長、教育長がどうお考えなのかをお聞きしたいと思います。

私はですね、地区の人によく少なくなった行政区で、最後には時代やっでとか、少ななかでしょんなかかっていう話を聞きます。行政で話するとき、その言葉を出してしまったらですね、全てがもう何の話をする議題にもならないと思いますので、まずはその円卓にのせていただいて、現状の47行政区に落ちついたとしてもですね、その話し合いをすることが大事だと思うんですけど、町長、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤 邦壽君） 失礼いたします。今の行政区のあり方は、公民分館の活動等に適正であるのかどうかというお尋ねであります。

先ほど黒木課長が申し上げましたとおりでありますけども、現在は各分館の規模ですね、先ほど議員さんの方から600人のところもあれば、30人のところもあるというようなお話されましたけども、30人は30人、600人は600人の、その規模に応じた活動を工夫されて取り組んでいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。そして少ないところは隣接した区と連携して取り組むということもやっておられるってこともお聞きしておりますね。

ただ行政区の区割りというのは、やっぱり時代とともに人数は減っていくわけですので、やっぱりその都度見直していか、これやっばしていきべきだろうというふうに思いますが、多良木町の場合は、町長さんが19歳の頃とおっしゃったですかね、その頃とほとんど変わってないというようなことで、私は18歳でしたけど確かに変わってません。私の行政区は2の2ですけど、あそこは鳴と葛沢がありますけども、もうずっと変わってません。から2の1と合併するかなと思ってましたけど、合併してませんし、ただそれでいいのかなという

疑問はあります。

それから公民館活動につきましては、もう現在の行政区割りに則ってやるべきことであろうと思いますので、やっていらっしゃると思いますけど、先ほど申し上げましたように、行政区のあり方で分館活動に不都合が生じているとは思っていません。

ただですね、これ社会教育の一環ですけれども、課題はあります。課題は聞いておられませんが、ついでに申し上げておきますと、やっぱりやる場所はやる、やらないところはやらないと、そういう分館ごとに差があるんですよ。だからこの差を縮めていくことが一つの大きな課題かなと思っております。

どうして差があるのかなと思いますと、多分、分館の館長さんは区長さんでありますので、区長さんが区長のお仕事と分館長のお仕事を兼務していらっしゃるということだろうと思います。区長だけでも忙しかとに、何で分館長までせんばんかっていうような声も聞くんですよ。じゃあどうすればいいかなと思いますけど、ただ現在のところは両方兼務していらっしゃいますので、区長さんの忙しさが一つの原因ではあるんじゃないかなと思います。

もう一つはですね、果たしてどういう活動すればいいのかなということを、あんまりご存知ない館長さんもいらっしゃるかもわかりません。となれば、兼務の忙しさはちょっと解決できませんけど、活動内容につきましてはですね、やはり先進地に学ぶとか、あるいは町内においてどっかモデル分館を指定して、そこでモデル的な活動をやっていただいて、そのモデルに学んでいくっていうか、そういうことも一つの試みではないかなと思います。

それからやっぱ社会教育というのは、どうしてもこうリーダーシップを持った方がですね、やっぱいらっしゃらないと、なかなか発展していかないというのがあります。私がそうやって公民館長なんで、私がリーダーシップとらにゃいかんのですが、誠に申し訳ないんですけど、本当、経験も全然ありませんし、ただ本で読んで社会系活動を展開していくちゅうぐらいなものですから、本当申し訳なく思ってます。

ただですね、この度、生涯学習課の中村海志主事が社教主事の資格を取ってまいりました。彼がバリバリ勉強してきましたので、彼にちょっとリードさせようかなと思っておりますので、中村海志君にもですね、しっかりまたこれからも学んでいただいて、多良木の社会教育を大いに活性化するようにと話しているところです。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、私も今先生がおっしゃったようなことなんですが、1回隣保班同士が合併をまずはしてみようじゃないかというふうな話をされた区長さんがいらっしゃってですね、その区長さんが、街中の方なんですが、積極的に関わって隣保班を一緒にしようとしてくれたらいいんですが、非常にあの言葉はあれなんですけど、いやあその区はあん人がおいやっもんとか、やっぱりそこ好き嫌いで分かれてくる分があるんですかね。今までずっと一緒だった隣保班の方がいいというふうに言われたそうです。そこらあたりにも難しさがあるのかなと思います。

それで、今、教育長がおっしゃったように、モデル分館を作っていくって、でっていう話がありましたけれども、合併を前提としてですね、そして幾つかの、まずは二つだと思いますが、その行政区を何とかくっつけるようなそのモデル的なところをつくっていけば、意外と展望が開けるかなっていう感じも致しておりますので、それをまた総務の方と、それから教育委員会の方と、ちょっと協議をしてみたいと思います。

今までですね、その合併に向けてもう1回とんざしましたので、全然動いてなかったんですよ。去年、一昨年だったですかね、もうちょっと街中の三つの行政区はちょっと無理かなということで、もうそれから全然話し合いも行っておりませんし、ちょうど落合議員がこうやって質問をしていただきましたので、今度1回皆で集まってですね、どんな形で、本当は合併は必要だと思うんですよ。

自分たちの区だけで結局役員が選べない、1回ですね、こういうことがあったそうです。これ黒肥地の行政区なんですけど、区長さんを選んだ、選んだけれども、結構年齢がいつておられる方だったので、自分はしないと。しかし、皆で決まったんだから、あんたがしなくちやいけませんよって言ったら、私はじゃあここから出ていって言いなったらしかつですよ。

そこまでなってくるとですね、かなりあの悲惨なことになってきますので、そこをソフトランディングというか、前もって誰を区長にするとかいうのを決めといて。大体そうなんでしょうけど。そこらあたりもうちょっとこう上手くやっていたら区の方も、皆さんと調整ができると思うものですから、町としても合併は必要だと思ってるんですよ。ただそれが一回とんざしたので、それから動いてないというだけですので、もう1回ちょっと協議を進めてみたいというふうに思っています。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合 健治君） はい、アとイでですね、色々あの答えていただきました。

3番のウの方にいきたいと思うんですが、今言われたようにですね、高齢化とか人口減少とか、防災の避難誘導とか、様々な方向から行政区の割り方、もしくは公民分館の活動もですね、含めて話し合いがものすごく重要だと思います。なのでこのさっきソフトランディングという言葉が使われましたが、定期的に各区長さんと特化したですね、意見を聞く場を、そのさっきの協議も含めて、持つ気はないのかを伺いたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川 広人君） お答えいたします。

これまで、その行政区の統合に対します補助金交付の施策、また区長会での統廃合の必要性の説明などを実施をしております。そういった自主的な統合検討の支援策を行ってきたところなんですけど、結果として現在、統合に至る行政区はなかったということでございます。

また平成31年度から地域活動支援補助金交付施策を実施してございまして、行政区の統廃合に関するメニューも設けているところでございます。今あのこれは槻木地区の方が、これを活用されて取り組んでいらっしゃるところでございます。

行政区の統廃合により行政区が減少した場合には、行政の側からするとですね、例えばこう委託料等の財政負担の減少とか、職員の業務量の減少など、一定の効果はあるところなんですけど、先ほどから話が出ております公民分館活動、または自主防災組織での共助の役割、それから各地域の年齢構成、また地域の特性などを踏まえた、それぞれの地域住民の合意が最も重要ではないかなというふうに考えております。

先程から話があつておりますように、これまでも近隣行政区との統合の検討が重ねられてきましたが、様々な事情によりまして統合に至らないという、そういった経緯もありますことから、やはりこう、地域の実情に応じて統廃合を検討される場合には、個別に意見交換が行って行ければということ考えております。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合 健治君） はい、総務課長から答弁をいただいたように、ものすごく様々な問題があると思います。しかしですね、町民の方から現在、例えば苦情がないとか、何も言われてないとかっていうことではなくてですね、やはりこちらの方から問題提起をして、SNSもですね、こっちから発信するだけではなくて、情報を得るためのツールもありますので、コロナ禍の中ではありますが、いろんな方法を考えてですね、もし定期的に区長たちとのその協議、もしくはそういうのを計画をされていないのであれば、区の話をするときにですね、住民からの話を聞く際に十分に協議をしていただきたいと思います。

先ほど教育長の方からもですね、個人的な役場職員の名前も出ましたが、教育長と町長とリーダーになってですね、引っ張っていただいて、行政区等の区割りをやって、もし現状の



ままだったとしても話し合いを円卓に乗せて話し合いをしていただけたらと思います。3 番の方に移りたいのですが、時間的に休憩の方をお願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 07 分休憩）

（午後 3 時 14 分開議）

○議長（高橋 裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。12 番。

○12 番（落合健治君） それでは、3 番の小学校の方向性と今後の施設整備について伺っていきたいと思います。

小学校の施設の老朽化の進む中、協議がなされていない。小学校の現状維持、存続、統合等を含めた協議と密接な関係があるため、両方で協議が必要と考える。どのような取り組みをどのように進めていくのか伺いたいという質問をしております。

まずアで各小学校施設の現状と老朽化の進行状況を説明していただきたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木 庄一郎君） お答えいたします。

議員にもお渡ししております、令和 3 年 3 月に策定されました公共施設個別施設計画により、現在開校しています各小学校等につきまして主な施設の状況を説明いたします。

まず多良木小学校校舎につきましては、平成 22 年度建築、経過年数 10 年のため健全度は 100 点で問題はありません。体育館は築 43 年ですので、健全度が 50 点で老朽化は進行しております。

黒肥地小学校につきましては、校舎は築 49 年で健全度は 75 点、体育館は築 8 年のため 100 点となっております。校舎の健全度は経年劣化を考慮しますと、良好な数値を表しているものと考えます。

柳野分校につきましては、校舎については築 41 年で健全度は 72 点、集会室が築 23 年で健全度が 75 点という結果です。

最後に久米小学校につきましては、校舎が築 51 年で健全度が 62 点、体育館が築 42 年で健全度は 61 点と両施設とも老朽化が進行している結果となっております。

また耐震化の必要な施設につきましては、平成 22 年度に工事が完了をしております。

計画の中で、施設健全度が 40 点未満の場合に優先的に長寿命化改修等を講じることと示してありますので、建て替え、大規模改修等は近々では計画していませんが、健全度の最も低い多良木小学校体育館におきましては、大規模改修を視野に検討し、さらに他の学校施設につきましても、機能維持に必要な修繕等を実施しながら、適正な維持管理に努めていきたいと考えております。

○議長（高橋 裕子さん） 12 番。

○12 番（落合 健治君） はい、点数についてもですね、長寿命化改修についても、また建て替え、大規模改修等が近々計画がないのもわかりましたが、私的にはですね、その近々計画がないこと、また話し合いが始まっていないことに疑問がありますので、先ほど言われた課長の答弁を踏まえてですね、次の質問に移りたいと思います。

イのどの様な形で協議を進めていくのかですが、先ほど説明があったように、中学校校舎が 39 年で建て替えだとすれば、久米小学校は現在 44 年、黒肥地小学校が 50 年、柳野分校が 42 年経過していますし、点数もその 40 点に近づいていく、間違いなく近づいていくわけですね。

施設の方に関しても、小学校の施設の基本方針としましては、学校規模の適正化においては児童生徒数の予測を踏まえ、町の学校基本方針、財政状況、建物の老朽化状況及び地域の実情等を考慮した上で、施設規模の適正化を図る。もしくは複合施設としてのですね、して検討しますとあります。

複合施設とかですね、そういうことも含めて協議をしていくのが必要と謳ってありますので、建築のことに関してですね、本町に複合施設としての小学校の施設などは建っておりません。なのでどのぐらい時間がその協議自体にかかるのかも予測できないところだと思います。

このことに関してですね、財政のことに関しては、町長の方にお聞きしたいのですが、小学校の施設をですね、管理している中で、より具体的にしていく必要がもちろんあると思うんですが、町長はこのことをですね、どのような方向性を考え、どのように協議を進めていくのかを考えていらっしゃるのか伺いたと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 学校の問題に関してはですね、もちろん財政が関与してきます。建て替えとなると、莫大な金額が要するということになります。

今、町としては中学校の移転改築を考えておりますので、今、黒木課長が申しましたように、まずは当面は各小学校の相当古くなっている体育館、それから校舎ありますので、こちらあたりは非常にこう気になりますけれどもですね。

今、その町の方で何か計画をする場合には、まずは担当部局である教育委員会の方で精査をしていただいて、現場の先生方の話、それから現況を見ていただいて、どうしてもそのやっぱりここは何とかしなくてはいけないということになればですね、それを予算の中で上げていただくという、今はそういう形でやってるんですけど、それは、そうですね、全面的な改修という形にはどうしてもならないので、部分的な改修にどうしてもなってしまう。それは一つは予算の関連もあるんですけど、黒肥地の校舎、それから久米の体育館、多良木の体育館ということで、今教育委員会の方から説明がありましたけれども、相当古くなっていることは事実です。

しかし、40%未満であれば、40%を超えるものが殆どですので、40%を切ってくるようでしたらですね、そこは真剣に考えていかななくてはいけないというふうに思いますので、そういう時期が到来したら教育委員会の方からデータの提示があると思いますので、町の方としても検討していきたいというふうに思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合 健治君） 今あの町長の答弁にありましたように、40点という点数ですね、これが到来したら協議を始める、打診があるだろうという話でしたが、40点っていう点数が来てからではですね、協議自体は私は遅いと思うんですが、この40点の点数が、そのどれぐらいでどのぐらいの点数が下がっているのか私が把握していないので、そこは何とも言いませんが、協議自体は早めにしていくべきだと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） そうですね、40%切ってからだとですね、ちょっと遅いと思いますので、切るであろうと思われる時期が到来する前にですね、そこあたりは、生涯学習課の方で教育委員さんたちも入っていただいてですね、学校の現場の先生方と協議をしていただいて、それはこう、そして実際はかなり老朽化して厳しくなっているところもありますので、それは40%まではいかななくても、何とかしなくてはいけないというのは、現場の声が上がってくればですね、それはその時に対処したいというふうに思います。

必ずしも40%切ってから協議を始めるということじゃなくてですね、その前に話し合いは進めていきたいというふうに思っています。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合 健治君） 今言われたようにですね、40点という点数に拘らずですね、中学校が今言われたように雨漏りでひどいとか、電球を替えるにしてももう全体的に無理なので修理が効かないとか、もうものすごくあの生徒にですね、我慢をしている状態だと思います。

今この点数でいくと体育館とかそういうのもありますが、我慢をさせないで良いようにですね、財政的にも体制を整えていただいて、複合施設をもし新築、もしくは改修等で複合施設にするのならば、協議を十分に重ねていく必要があると思いますので、柔軟な対応をしていただきながら、まずはですね、方向性をまず示していただいて、計画をまず出していただいて、それを住民の方に提案していただいて、それを本計画の方に載せていくという、そういう今までよりスパンの長い計画自体をですね、考えていただけたらと思います。

それではウの方に移っていきたいと思います。教育委員会はいつから協議をしていくのか、また教育長の考えを伺いたいと思います。

教育に関してはですね、先ほど町長に言ったように財政のことは関係なく、本町の児童生徒にとってどのような形が最善なのかを協議した上で現状のままなのか、例えば統合していくのかなどの考えを示す必要があると思います。

教育長も今答弁されたようにそれを土台にして計画を立てられるのであれば、ものすごく教育委員会が担う、もしくは教育長が担うことはものすごく重要だと思うのですが、教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤 邦壽君） それでは失礼いたします。今、学校の環境整備の件が出ておりましたけども、例えば久米、黒肥地の校舎はですね、結構古くなっております。この調査によりますと、早急にその危険校舎指定というか、ここまではいつてないということですけども、適切な子どもたちの学習環境を整えていくためにはですね、計画的な整備が必要だろうと思っております。

それから今お尋ねはですね、小学校の今後の方向性ということで、統合も含めた方向性といえますか、こういう協議をどうするのか、いつ頃から始めるのかというようなお尋ねだろうと思います。

我々が子どもの頃ですね、多良木中学校は1学年で650人ぐらいおりました。1年12組ぐらいまであったんですよ。現在は、久米、黒肥地、多良木小学校それに多良木中学校を合わせて700人ぐらいしかおりません。大激減ですねこれは。それほど子どもたちは減っているわけでありまして。

それで、ゆくゆくはやはり小学校の統合、こういう話が出てくるだろうと思うんですよ。話というよりも、考えとかにやいかんということですよ。しかし、しかしですね、この小学校をどうするのかっていうお話は厚生環境委員会の方でもですね、文教委員会の方でもよく出てきておりました。ただ、私がなかなかこれ教育委員会の方にもきちっとした形で提案をしてないんですけども、現状を申し上げますとですね。それは理由を幾つか申し上げますとこういうことです。

四つほど理由はあるんですけども、一つはですね、統合となりますとね、統合する側とされる側あるんですよ。ただされる側は学校はなくなるわけですね。その校区から学校がなくなるちゆうことがどういうことかです。お父さんもお母さんも、おじいさんもおばあさんも、そのまたおじいさんおばあさんも、その学校で学ばれたところなんですよ。そして多くの思い出、そういうのが学校にあるわけですね。そして文化センター的な役割もあります。また交流の場でもあります。こういうのが明日からなくなるといことがどういうことかなんですよ。非常にやっぱり大きな喪失感を感じられると思います。だから、そのところへの最大限の配慮をしながらですね、やはり進めていかないと、なかなかすんなりとはいかないだろうと私は思います。それは多良木高校もありましたけども、多良木町はそのことによって大きな喪失感をですね、やっぱり味わったと思うんですよ。

したがいまして、あまりにも早くこの統合の協議を始めると、もう始まったげなばいということで、町中に色んな根も葉もないうわさも飛ぶ可能性もあります。だからこれは、協議

を始める時期は最大限の配慮をして、適切な時期を慎重に見極めていく必要があると思います。それは私の最大の理由です。

二つ目は、人数が減ってくると複式学級がでできます。はっきり申し上げまして、来年度は久米小学校はもう複式になります。ところが複式授業といいますとね、マイナスのイメージで捉える方が多いんです。ところが、デメリットもありますがメリットも大きいんですよ。

二つ目の理由は、私は今しばらくの間はですね、この小人数学級のメリットを最大限に活かして、一人一人の児童に対してきめ細かな教育、これを実現していきたいなと今思っています。

今申し上げていることはちょっとお断りしておきますけど、教育委員会の見解ではありません。私の個人の考えですので、そこはあのそういうことでお聞きいただきたいと思います。

そういうことで、一人一人の子どもにきめ細かな指導が少人数学級になるとできてくるということです。ヨーロッパのノルウェーとかフィンランド、スウェーデン、ここは大体 15 人学級なんですよ今。非常に手は行き届いてますね。

それから三つ目はですね、現在、どこの学校も大きな課題を抱えています。その一つは学力向上です。学力向上、学力向上と叫びながら、なかなか学力は向上しないと。それといじめ・不登校問題です。いじめや不登校もなくなる。対応に苦慮している。保護者からクレームも頻繁にやってくる。これがなかなかこう解決しないと理由の大きな一つとしてですね、先生の手が回らないということなんです。

1 クラスの人数が多い。30 人も 40 人もおればですよ、そら A 君が算数の分数の足し算とかわかつたらんとわかつとつても、教える時間もないんですよ。30 人もなかなか手が回りませんよね。それから忙しいちゅこつです。

先ほどありましたように保護者対応、これも 1 時間でん 2 時間でん付き合わなければいけません。あと事務処理。膨大な事務処理があります。部活動。夏は 7 時頃までやります。それが終わってから教材研究、事務処理、明日の準備。これぐらいにしまして、学校が抱える大きな三つの課題、これが少人数になりますとね、対応できるんですよ。

ですから、学校が抱えるこの大きな問題を解決する一つのチャンスがやってくるかと私は見えています。

4 点目。統合の状況、この人吉球磨管内の状況がですね、どうあるのかなということで、一応調べてみました。複式授業に取り組んでるところが主ですけども、一つは山江村ですね。山江村の児童数がですね、山田小が 196 名、万江小は 33 名です。合計 229 名です、山江の子どもは。そして万江小が 33 名ですので、3・4 年、5・6 年が複式学級になっています。教育長のお話によりますと、これまでのところ、統合の話は出てないということです。そして非常に複式学級の成果は上がってましてですね、先日、全国学力調査が行われましたけども、国語と算数ですけども、全国平均をはるかに上回って、国語は驚くなかれ正解率が 94%です。算数です。すいません、算数。国語は 86%ですよ。全国平均は 70%ぐらいなんですよ。これ複式授業ですよ。

次は水上村です。水上村は、岩野小と湯山小がありますけども、岩野小は 74 名です。湯山小は 27 名、合計 101 名です。湯山小ですかね、数年後にたった 1 名の学年が出てくるので、それじゃ可哀そうだろうと村民の方々は思われて、それを統合してくれっていうような文書による要望は出てきたそうです、最近。はい。今、最近出てきてるそうです。全部で 101 名です。

相良村です。相良村は、相良南小と相良北小ありますけども、相良南小は 182 名です。北小は 13 名です。合計 195 名。教育長どうですか、統合の話は全然出てこんですか、一回も出てこないそうです。相良北小は全学年、全学年というか、1・2 年生はおりません。3・4、5・6 が複式です。ここも非常に複式授業の効果が上がって、全学調でもかなりいい成果を取

めましたということでした。

それから球磨村ですけども、球磨村ちょっと特別ですけども、昨年被害に遭いましてですね、渡小学校も流出しましたけども。渡小が66名、一勝地小が60名ですね。合計126名となっております。先日の新聞によりますと、渡小を運動公園の敷地に建設するというのが出ておりました。それを見ると、渡小と一勝地小を統合する考えはないのかなと思って、教育長に聞きましたけども、いやそれはやっぱりまだ検討しようと思ってますというお返事でした。はい。

ずっと管内の状況を見てみましたけれども、それぐらいにしましてですね、やっぱり小規模校、小人数のメリットをどこも最大限に活かしていらっしゃいますね。はい。なので、多良木としましても、暫くは一人一人の子どもにきめ細かな教育を実現していきたいと思ってますんで、暫くは統合に向けての協議というか、これはもう少し考えていきたいと思っております。

そうですね、ならいつ頃しなっですかっていう質問も出るかわかりませんがね。私は一番良いのは、もうそろそろ子どもが減ってきたで統合した方が良いかなって校区民の方々から出てくる頃がチャンスじゃないでしょうか。そしたら反対、私の同級生がですね、黒肥地におりますけども、ここがのうなって言うなら、おいどまむしろ旗立てて行くぞちゅうて。そういうこと言う人もおるんですので、わかりますよね。そういうことで。

それからですね、統合につきましては、どういう形で進めていくかっていう、私はもうやっぱり学校適正化委員会、これを立ち上げたいと思います。そして、多良木町の各層から検討委員になっていただいて、学識経験者は大学教授あたりを引っ張ってきてですね、20名近くの検討委員で立ち上げればどうでしょうか。そしていろんな知恵を出して、いい統合小学校できればいいと思ってます。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、教育長から熱弁を奮っていただきました。

要するにその地域にですね、配慮をしながら話をするのものすごく大事なことだと思います。今回、今年ですね、久米小学校の入学者数が3人だったということで、地域の方もものすごく意識が高くなってきてるのではないかなと思います。先ほど言ったようにですね、その協議自体はその例えば統合ありきとか、廃校ありきとか、逆に合併ありきとかそういうことではなくてですね、教育委員会の方の協議自体はそういうのも含めて、協議自体を早く立ち上げてやっていただければと思います。

町長の方にもですね、町長の方は財政のことがあって、立て続けに体育館だ何だというのが、例えば40点にいっぺんに近づくことがあれば、いっぺんに財政のことをひっ迫するような形になると思います。教育委員会の方の答えをメインとするのであれば、そちらの催促もしながら、40点に届く前にですね、そこで学ぶ生徒たちが不利益を被らないように、協議会自体の立ち上げをずっと視野に入れてですね、機会を考慮していただいて、総合的施設を建てるのも視野に入ってるのであれば、この計画みたいに。早めにその話し合い自体を円卓にのせていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。最後の質問です。コロナワクチン接種についてですが、(1)番のですね、ワクチン接種が5月10日の開始より約4カ月となるが、現時点での本町の接種状況はという質問ですが、これはですね、所属する委員会で資料をいただいて説明も受けましたので、この質問は省略したいと思うのですが、議長よろしいでしょうか。

○議長（高橋 裕子さん） 許可します。

○12番（落合 健治君） ありがとうございます。

2番の質問が最後となります。2番のワクチンの希望調査はがきの提出期限は令和3年7月2日となっております、その後も申し込みは受け付けるとある。原則、集団接種となっている本町

だが、現状いつまで受け付けをし、集団接種会場をいつまで開設しておくのか伺いたいたですが、これもですね、数日前にメール配信にて申し込み期限は9月30日までとありました。

そこで確認です。最初にはがきを出していない方ですね、ない方は9月30日を過ぎるとコロナワクチン接種自体ができないのかどうか。そして集団接種会場の開設も、11月まで、末日ぐらいまでを予定していると委員会内で聞きましたが、その後、もし9月30日までに接種していない人が、コロナワクチンを打ちたいとなったときにですね、集団接種会場を片づけるのであれば、その他の方法ですね、町のかかりつけ医などで一応無料のワクチン券として、各国民全員に配る予定ではあると思うので、その辺のところを聞きたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本 雅博君） はい、お答えさせていただきたいと思います。

64歳以下の方につきましては、ご質問のとおり希望調査を行っております。日程の調整を早く必要がございましたので、提出期限を7月2日とさせていただいていただいていたところでございます。

本町の集団接種でございますが、10月7日までを町民体育館で行うという計画をしているところでございます。現在申し込みをされている方につきましては、64歳以下、以上合わせまして7,400人ほどでございます。12歳以上の住民の88%を占めているような状況でございます。残りの12%の方が申し込みをまだされていないということでございまして、先ほど質問の中にもありまして、今月の広報たらぎ、それから防災無線におきまして、9月末まで申し込みをしていただくようお願いをしているところでございます。

今10月7日までの予定ということで集団接種をしておりますが、その方々が2回接種する分のワクチンについては確保できているというような状況でございますが、これから何人の方が希望されるのか、それによってはワクチンの供給が早々には難しいというふうにも考えられます。以前、第12クールまでは160箱ぐらいの、国からの、熊本県への供給があったところですけども、13クールから3分の1に減らされております。本町におきましても13、14、15、1箱ずつ希望を出してございましたけども、最初の通知では0、0、0というふうになってきてございまして、何とか10月7日までの集団接種をさせていただくために、どうか配慮していただけないかというようなお願いをしたところ、何とかその分の数字は確保できたということでございます。

ただ、その後の国の方といたしましても、11月までには希望される方全員に2回分の接種を進めていきたいというふうに言われてございまして、そこらへんは熊本県内で調整を可能というふうにも聞いておりますので、早急に把握する必要があることから、9月30日までの希望をお願いしたいというふうをお願いしているところでございます。

その後10月7日までに、例えば、1回しか接種が出来なかった、あるいは2回とも出来なかったという方も想定されますので、その後の対応といたしましては、町内の開業医の先生方に今相談をしているところでございますので、その方々に対しては、個別接種をお願いしたいなというふうに思っております。

また、これは多良木ばかりではありませんで、例えば湯前町、水上村、あさぎり町におきましても、そういった方々がいらっしゃった場合には、ワクチンの廃棄防止という観点からも6人の倍数でやっていく必要がございますので、一緒にできるように今後集団接種が終わるころを見計らって、公立病院とも協議をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合 健治君） はい、説明をしていただいてよくわかりました。

先ほどの説明の中であつたようにまだ希望されてない12%の方も面倒を見るという形では最後まで面倒見ていただける、まだ協議の段階であつたとしても面倒見ていただけるという

ことですね。この告知の際ですね、9月30日までが締め切りとなっておりますということなのですが、締め切り自体がですね、7月2日にも出てて、9月30日も出てて、これがどういう意味なのかをわかってらっしゃらない方がいらっしゃると思います。今言われたような内容を告知していただいてですね、これから後は集団接種ではなくて、個別接種に、協議がまだ途中なのかもしれませんが、そのことをですね、町民の方に早く理解してもらうような広報をしていただきたいと思います。

最後に町長の方にですね、約束をしていただきたいと思います、これから3回目の接種も始まるという話も聞きます。そのことに対して、この12%の方がどういういきさつでですね、その接種自体を希望していらっしゃるのかわかりませんが、国からの一応要請で集団接種会場を開設して、皆さんにしてくださいと言ってる以上は、最後までもちろん面倒見る必要もありますし、促す必要もあると思うんですね。最後まで、今現在だと12%の方に責任持って接種が受けれるように、最後まで面倒見ていただきたいと思います、そのことについてどうお考えかお願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 12%の方々の中には恐らくアレルギー体質とか、そういうのを持っておられる方もいらっしゃると思うんですね。ご本人がどうしても受けたくないという方もいらっしゃると思いますが、そういう方以外はですね、町の方で責任をもって接種をしていきたいというふうに思います。

それから今おっしゃったように3回目の接種が非常に効果があるというふうに聞いておりますし、現在2回目の接種でブレイクスルー感染といって、通り抜けてしまってまた感染するという、医療機関に勤めておられる方とか介護士の方が感染をされておりますので、なるべく国の方で再配分があればですね、3回目の接種もしっかりと、住民の方々に広報しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 12番。

○12番（落合 健治君） はい、流動的ですね、何が正解かもわからない中、対応もものすごく難しく、職員の方もものすごく一生懸命やってるのを見ます。

3回目の接種もささやかれて、集団接種会場がこの後どうなるのか、協議の中でもものすごく流動的なことだと思いますが、やはり町民目線で見ると、なかなかわかりにくいというのがあると思います。一体どこの地区がされているのか、もしくは地区ごとに接種をされているのかどうかも分かっていらっしゃる方も、かなりいらっしゃると思います。

告知の方法もですね、さっき言われたように、ワクチンが余らないようにものすごく考えながらやっていらっしゃると思うんですが、情報が流動的であったとしても、現段階のですね、情報を流しながら、町民の方が少しでもですね、安心して過ごせるようにですね、できる限りの対応をしていただいて、先ほど言われたようにアレルギー体質の方等ともいらっしゃると思うんですが、最後までそのギリギリになってですね、打ちたいという方も、やっぱ脅威にさらされてっていう方もいらっしゃると思いますので、できる限りの対応をしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋 裕子さん） これで12番落合健治さんの一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後3時49分散会）